

第2期

吉岡町地域福祉計画 吉岡町地域福祉活動計画

令和3年3月

吉岡町

吉岡町社会福祉協議会

はじめに

近年では、社会環境や社会構造が大きく変化し、様々な課題が絡み合い複雑化・複合化しております。また人口推計においても本町は全国的な人口減少社会にもかかわらず人口増加が見込まれておりますが、高齢化率の上昇は避けられません。

新たな課題として、新型コロナウイルス等の感染症対策(新しい生活様式)の必要性も叫ばれております。



このような状況を打開するためにも、共生社会の実現や地域福祉の推進に向け、本計画を策定いたしました。また本計画に掲げる将来像である「支えあい 地域つながる まちづくり～笑顔あふれる助けあいのまち～」の実現に向け、行政をはじめとして、町民及び事業所の皆様が参画し、連携することが必要不可欠であり、皆様とともに歩んでいければと考えております。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました吉岡町地域福祉計画検討委員会の皆様、アンケートなどの各種調査やパブリックコメントにご協力いただきました町民及び事業所の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

吉岡町長 柴崎徳一郎

はじめに

私たちが暮らす吉岡町は、小さなまちではありますが、毎年 200 人を超える新しい命が誕生し、子どもが多く、人口が増加している全国でもまれな、若い世代が定住する町です。

しかし、高齢化も進んでいます。そして、様々な課題も多くあります。こうした地域課題を解決し、理想社会に近づくため「地域共生社会」の実現のための推進が求められています。

第 1 期地域福祉活動計画の 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）は、地域福祉の拡大や特に認知症に関連した「癒し」の施策等が多くありました。ご尽力されている方々には御礼を申し上げます。

第 2 期地域福祉活動計画は第 1 期活動計画を踏襲し、さらなる向上と若い世代の方も取り込み「見守り」や「地域住民の理解と協力」に着目した活動に心がけたいと考えております。

なお、本計画にあたり、コロナ禍のなか熱心にご審議くださいました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に協力いただきました自治会役員及び福祉事業所並びに地域活動団体の皆様には御礼と感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会

会長 宿谷 忍



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 策定の背景	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 地域共生社会の実現	2
(3) 社会福祉法等の改正	3
1-2 地域福祉とは	5
(1) 社会福祉と地域福祉の違い	5
(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	5
(3) 社会福祉協議会の役割	7
1-3 計画の位置づけ・計画期間	8
1-4 計画の策定体制	10
(1) 各種アンケート調査の実施概要	10
第2章 吉岡町の地域福祉をとりまく課題の整理	11
2-1 人口及び世帯等の状況	11
(1) 人口・世帯の状況	11
(2) 世帯の状況	12
(3) 将来人口	13
2-2 数値でみる要支援者等の状況	14
(1) 各種障害者手帳所持者数の推移	14
(2) 介護保険サービス等の利用状況（要介護認定者数の推移）	14
(3) 生活保護世帯数等の推移	15
2-3 地域福祉活動の状況	16
(1) ボランティアやサロン活動の状況	16
(2) 自治会活動の地域福祉活動（地域福祉ネットワーク事業）	17
2-4 町民アンケート調査結果概要	18

2-5	地域福祉活動者等アンケート調査結果概要	23
(1)	自治会役員調査	23
(2)	地域活動団体調査	25
(3)	福祉事業所等調査	27
2-6	第1期計画の取組現状	28
(1)	取組状況の評価	28
(2)	主な取組と課題	29
2-7	課題解決のための施策の方向性	32
第3章 地域福祉推進の基本的な考え方		35
3-1	将来像（基本理念）・基本目標	35
3-2	施策の体系	37
3-3	第1期計画の新たな取組と第2期計画の方向性	38
第4章 地域福祉の推進策		39
基本目標1：地域や福祉への関心を高める		39
施策1：地域や福祉に関する情報発信の強化		39
施策2：地域福祉活動の担い手の発掘・育成		41
施策3：地域福祉活動団体とのつながりの強化		42
基本目標2：いきいきと暮らせる地域をつくる		43
施策4：地域における健康づくり・介護予防活動の推進		43
施策5：社会参加・生きがいつくりの促進		44
施策6：サロン活動等による交流促進		45
施策7：ボランティア活動の推進		47
基本目標3：誰もが安心して暮らせる地域をつくる		48
施策8：日頃の見守り活動の推進		48
施策9：災害時における地域の支援体制の強化		49
施策10：感染症対策等に対応した地域福祉活動の推進		50
施策11：安全で暮らしやすい生活環境の充実		51

基本目標4：切れ目のない支援体制をつくる	53
施策12：各種サービスの適切な利用の促進	53
施策13：生活支援サービスの充実	56
施策14：権利擁護の推進	58
施策15：自立に向けた支援体制の強化	61
施策16：福祉関係等事業所間の連携	63
第5章 計画の進行管理（点検と評価）	65
資料編	66
資料1 福祉の分野別計画の概要（施策体系）	66
(1) 子ども・子育て支援	66
(2) 障害者福祉	67
(3) 高齢者福祉・介護保険	68
(4) 健康づくり計画	70
資料2 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会	71
(1) 吉岡町地域福祉計画検討委員会設置要綱	71
(2) 吉岡町地域福祉活動計画検討委員会設置要綱	73
(3) 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会名簿	74

第 1 章 計画策定にあたって

1 - 1 策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

我が国では、核家族化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、住民相互のつながりや地域における連帯意識が低下するなど、地域社会をとりまく環境は大きく変化してきました。一方で、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や、近年多発している自然災害など、これまで以上に地域における人と人のつながりの重要性が再認識され、地域力の再構築による安心・安全な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

本町においては、人口増加が続いていますが、核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、転入世帯の増加、自治会の加入率低下などにより、地域による差はあるものの、町全体では地域のつながりの希薄化が懸念されます。

そのような中で、一人暮らし高齢者の見守り、社会的孤立、認知症^{*}高齢者を理解し見守る環境、子育て世帯の孤立化、子どもの居場所(見守り)、地域で暮らす障害者への理解や支援、防犯・防災面での手助けなど、地域社会においての「つながり」「支えあい」「顔の見える関係」などによる安心・安全の確保も必要となっています。

加えて、近年は生活困窮世帯への自立支援、子どもの貧困対策といった新しい取組も制度化され、福祉行政においては、より一層きめ細やかな支援も必要となっています。

平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法では、地域福祉計画を実質的に高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に係る計画の上位に位置づけることで、あらゆる生活課題の解決において、地域の力を強化することの重要性を改めて示すこととなりました。

本町では誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けていくことができるよう、地域福祉を推進するための指針となる「吉岡町地域福祉計画及び吉岡町地域福祉活動計画（第 1 期計画）」（平成 28 年度～令和 2 年度）を策定し、自治会、関係機関や福祉団体等との連携を強化していくとともに、住民参加による地域の福祉力を高めることで地域の課題に取り組んできました。

これらを踏まえ、地域福祉を計画的、総合的に推進するため、第 1 期計画を見直し、令和 3 年度を初年度とする「第 2 期吉岡町地域福祉計画」を策定しました。また、今回の策定では前回の計画と同様に、吉岡町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）と協働し、地域福祉計画とともに実践的な地域への事業展開を掲げる「第 2 期地域福祉活動計画」も一体的に策定しました。

^{*}認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因により脳の細胞に異変が起きて働きが悪くなり、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。

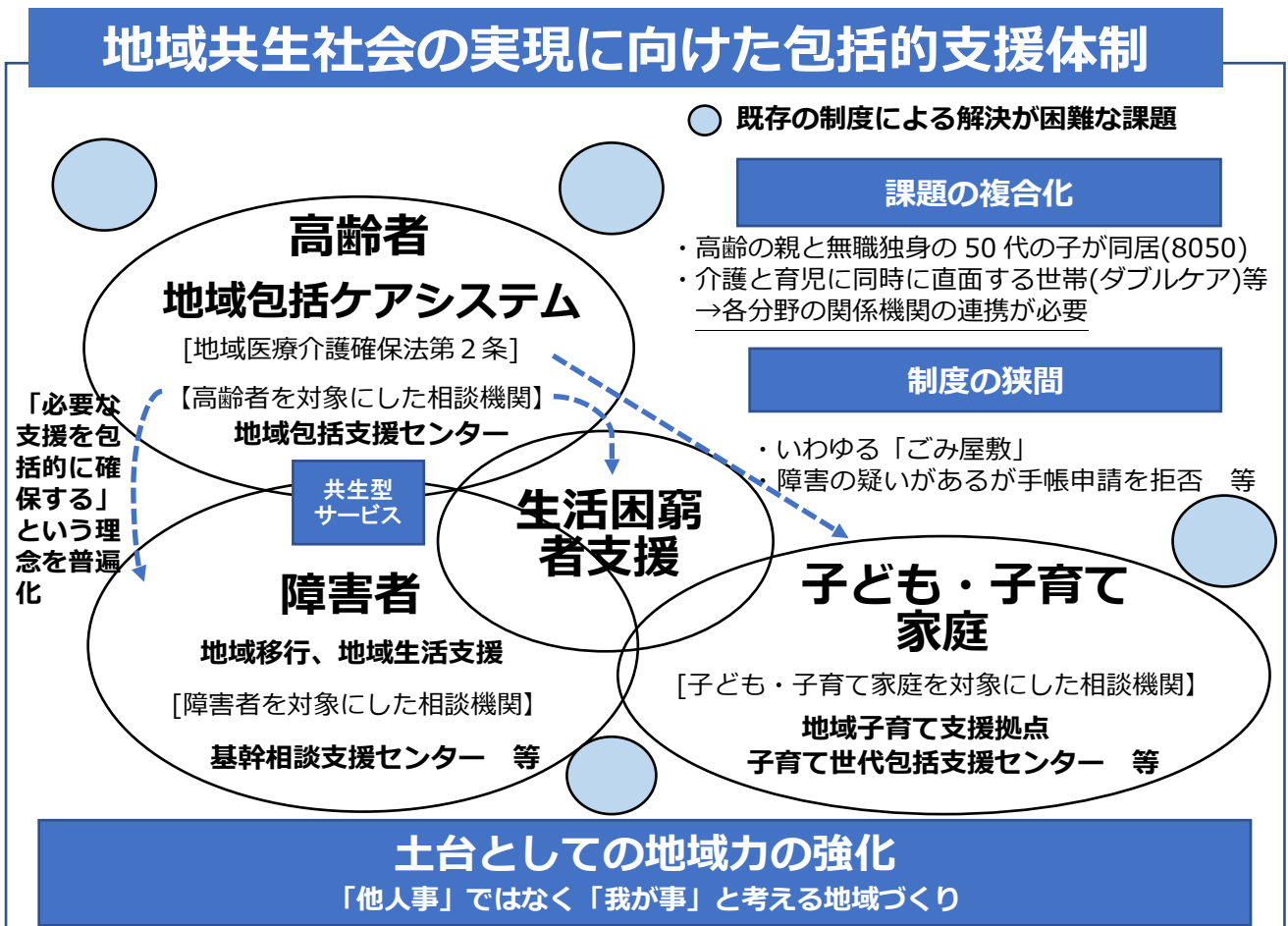
(2) 地域共生社会の実現

平成30年4月施行の改正社会福祉法において、住民一人ひとりがつながり、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものであり、住民一人ひとりの暮らしの豊かさを高めることができます。

地域共生社会を実現していくためには、住民や自治会・こども会・老人クラブ・PTAなどの地域で活動する団体、民間事業者、社会福祉法人やNPO^{*}法人、民生委員・児童委員、行政、社協などの様々な地域の構成員が、それぞれに活動するだけでなく、互いに連携し、取組を進めていく必要があります。

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



出典：厚生労働省

*NPO：Nonprofit Organizationの略で、民間非営利組織のこと。法人格の有無に関わらず、非営利の公益的活動を行う組織で、法人格を持つものは特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ばれる。

(3) 社会福祉法等の改正

①社会福祉法

社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）に伴い、地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置づけられることとなりました。

また、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられました。

下記は、「共通して取り組むべき事項」として国から示された例です。

- 1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- 2) 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 3) 制度の狭間の問題への対応の在り方
- 4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- 5) 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- 6) 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- 7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- 8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 9) 市民後見人^{*}等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 10) 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 13) 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- 14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 16) 役所・役場内の全庁的な体制整備

^{*}市民後見人：社会貢献の意欲と倫理観が高い市民で、成年後見制度に関する研修を修了し、一定の知識と対応技術を身に付けた人で家庭裁判所の選任を受けて成年後見人などの活動をする人。

②成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律の成立

認知症や知的障害・精神障害など判断能力の十分でない人に代わって財産管理や契約を行う後見人を選任する成年後見制度が平成 12 年から始まっているものの、制度自体の理解や周知が広がっていないため十分に利用されていない状況があります。

このような状況を是正するため、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28 年 5 月に施行、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。この法律では、市町村は国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定める努力義務が示されています。

③再犯の防止等の推進に関する法律の成立

安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。罪を犯した者への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画を策定しました。この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。

^{*}成年後見制度：知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など、判断能力の不十分な人が、自立して生活できるように、財産管理や契約などを法的に保護する制度で、法定後見制度、任意後見制度、成年後見登記制度がある。

1 - 2 地域福祉とは

「福祉」という漢字は、「福」も「祉」も、どちらも「幸福」や「しあわせ」を意味します。次に「福祉」は英語にすると、「welfare(ウェルフェア)」という言葉になるそうです。

この「welfare(ウェルフェア)」という言葉は造語であり、「well=よく」という言葉と、「fare=生きる」という言葉が合わさってできた言葉で、「よりよく生きる」という意味となるそうです。

人それぞれ「しあわせ」の価値観は違います。他の人の「しあわせ」を自分の価値観で決めるのではなく、相手の声に耳を傾け一緒に考えること・認めることが、相手に対する「ふくし=しあわせ」につながります。



(1) 社会福祉と地域福祉の違い

「社会福祉」とは、個人や家族など個人的・私的な取組だけでは解決できない生活上の問題・課題を、社会的に解決を図るための制度や取組の総称です。また、福祉サービスは、高齢者や障害者、児童など対象者が限定される場合が多くなっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業所、行政などが連携し、地域における様々な活動が活性化するとともに、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら、“ともに生き、支えあう社会”を実現しようとすることです。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

①地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉を推進するための指針となる計画で、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めるものです。

また、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項において、①住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備すること、②住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備すること、③多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築することが定められています。

②地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社協」が中心となって策定する計画です。

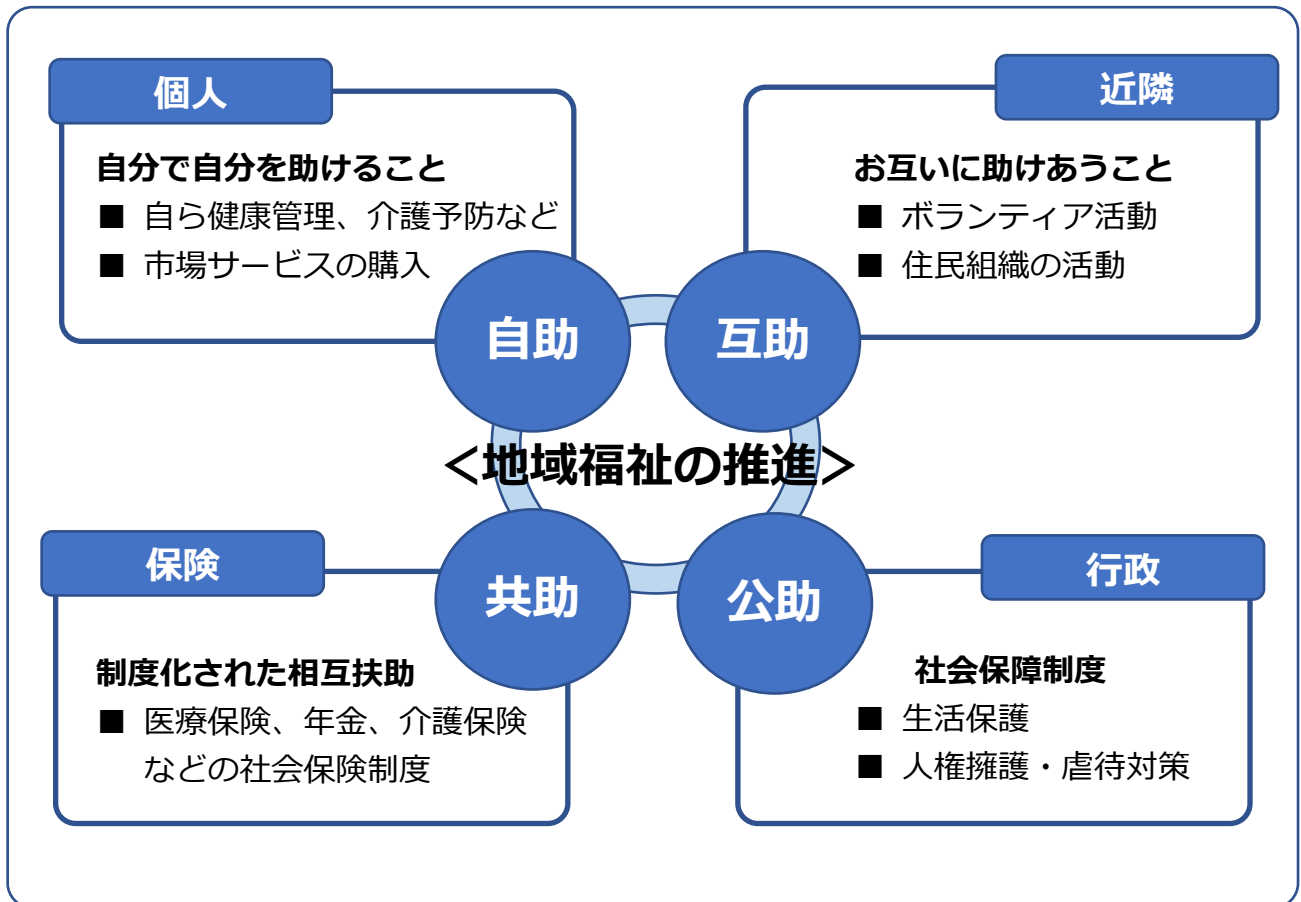
一般的には、町民、団体、事業者などが相互に協力して、町民の立場から地域福祉の推進を計画的、効果的に行うための具体的な行動と関係機関の役割分担などを定めた行動計画となります。

③4つの助（自助・互助・共助・公助）

「地域福祉」を推進するためには、町民、自治会、ボランティア、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、社協、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

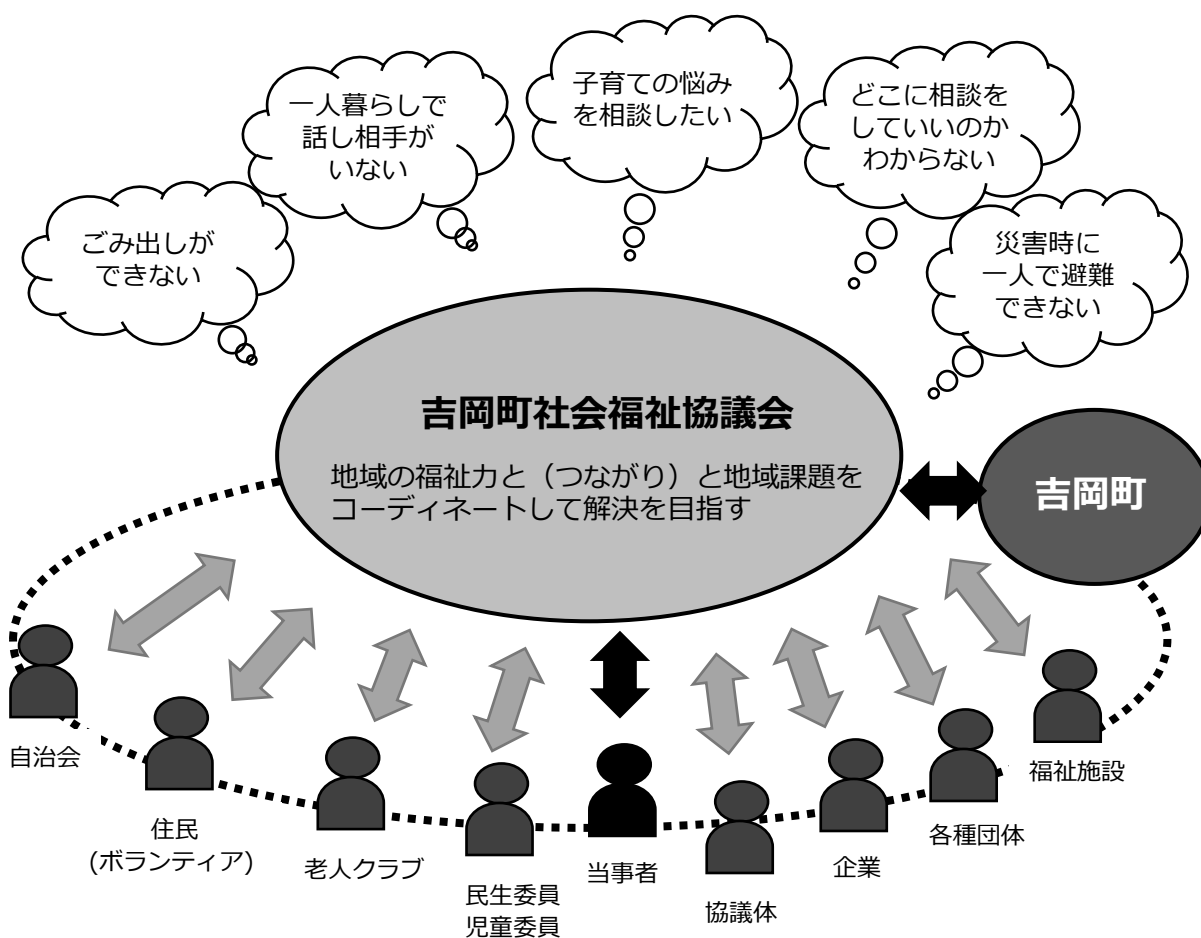
そのため、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた視点が重要となります。

■4つの助のイメージ図



(3) 社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉活動の推進を住民とともに目指す組織です。個人や地域が抱える様々な生活課題の解決を住民とともに考え、支援し、地域共生社会の実現を目指します。地域に住む様々な人たちや活動している団体とつながり、生活課題が解決できるように「プラットフォーム※」の役割を意識し、活動を行っていきます。



※プラットフォーム：地域のつながりを支える土台を意味し、多様な主体が、自発的に参加する場を住民とともにつくっていくこと。

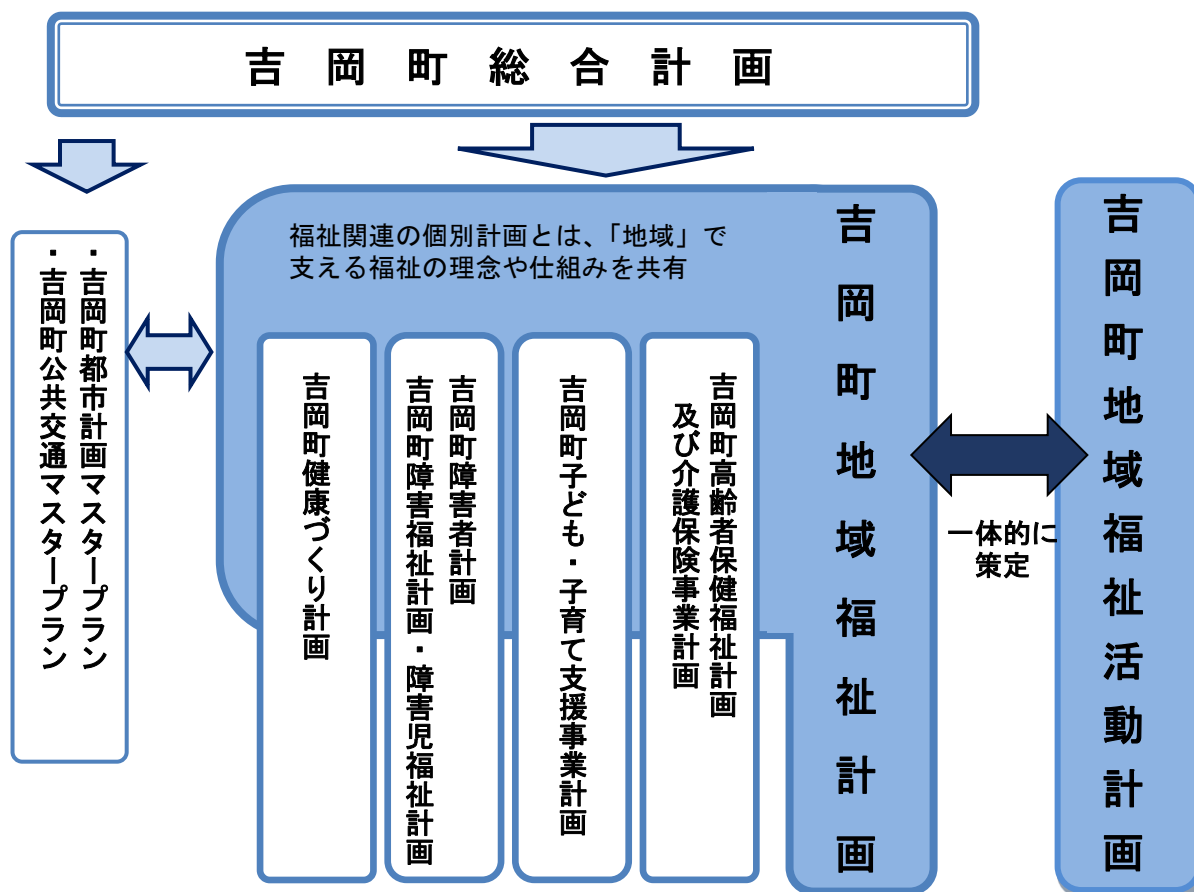
1-3 計画の位置づけ・計画期間

①計画の位置づけ

吉岡町総合計画を最上位計画とし、高齢者、障害者、児童、健康づくり等に関する施策を横断的に展開し、これらの上位計画として、分野間の調和を図り、連携しながら取り組むことにより「地域共生社会」の実現を目指す計画です。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画（市町村計画）や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。

■他計画との関係



②計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

計画名	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
地域福祉計画 地域福祉活動計画	1期	第2期計画					第3期計画				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	7期	第8期計画			第9期計画			第10期計画			
障害者計画		第4期計画				第5期計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	5期	第6期・第2期			第7期・第3期			第8期・第4期			
子ども・子育て支援 事業計画		第2次計画				次期計画					
健康づくり計画		改定版（3次計画）				次期計画					

1 - 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、町民アンケート調査、自治会役員調査、地域活動団体調査、福祉事業所等調査による地域福祉の実態把握、パブリックコメント^{*}手続き等による町民の意見・要望を収集しました。

また、各種団体などの代表者で組織される「吉岡町地域福祉計画検討委員会」及び「吉岡町地域福祉活動計画検討委員会」の意見を反映しながら策定しました。

(1) 各種アンケート調査の実施概要

①町民アンケート調査概要

対象者	18歳以上の町民
調査時期	令和2年1月
調査方法	郵送配布・郵送回収方式
配布・回収数	配布数：1,500票 回収数：552票 回収率：36.8%
実施主体	吉岡町

②自治会役員調査概要

対象者	自治会長、地区代表、隣組長
調査時期	令和2年8月
調査方法	アンケート調査（自治会を通じ、配布・回収）
配布・回収数	配布数：806票 回収数：571票 回収率：70.8%
実施主体	社協

③地域活動団体調査概要

対象者	町内ボランティア団体、ふれあいいいききサロン、老人クラブ
調査時期	令和2年8月
調査方法	アンケート調査・聞き取り調査（直接配布・直接回収）
配布・回収数	配布数：52票 回収数：51票 回収率：98.1%
実施主体	社協

④福祉事業所等調査概要

対象者	町内の介護保険サービス事業所、子育て関連施設、障害児者サービス事業等
調査時期	令和2年8月
調査方法	アンケート調査（郵送配布・郵送回収）
配布・回収数	配布数：90票 回収数：65票 回収率：72.2%
実施主体	社協

^{*}パブリックコメント：町民生活に広く影響を及ぼす町政の基本的な計画や条例等を立案する過程で、その案の趣旨、内容等を公表して町民等から意見を募集し、これに考慮して意思決定を行う一連の手続きのこと。

第2章 吉岡町の地域福祉をとりまく課題の整理

2-1 人口及び世帯等の状況

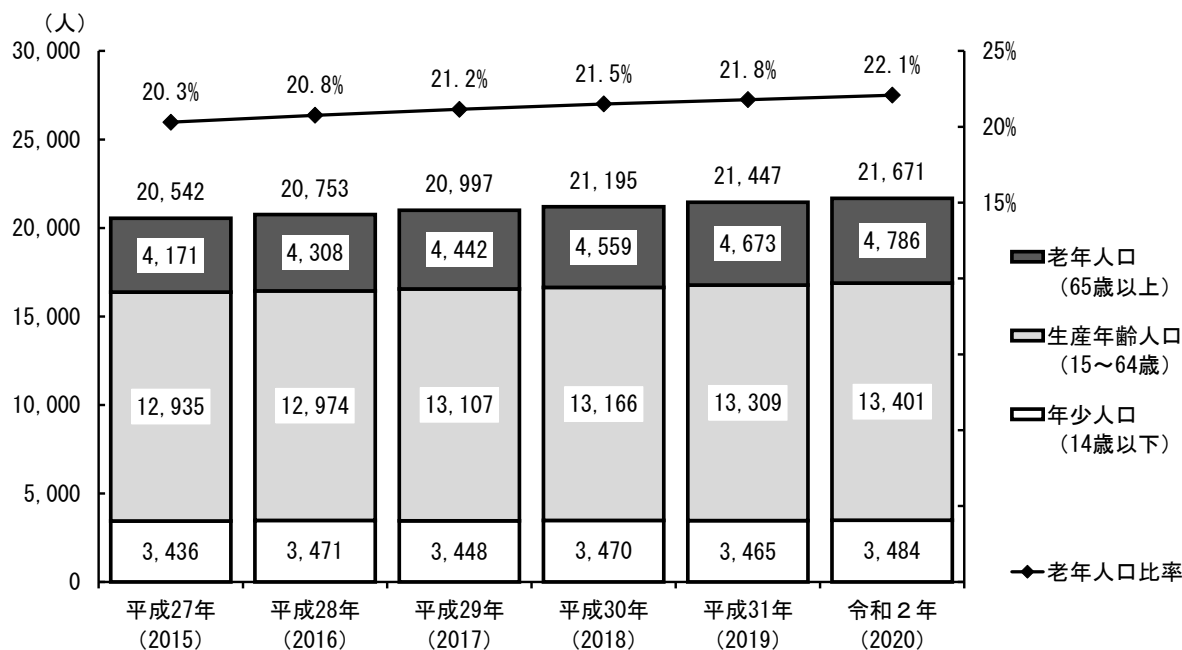
(1) 人口・世帯の状況

①人口推移

我が国全体では人口減少が進む中で、本町では毎年200～250人（人口比1%）程度の増加で推移しています。

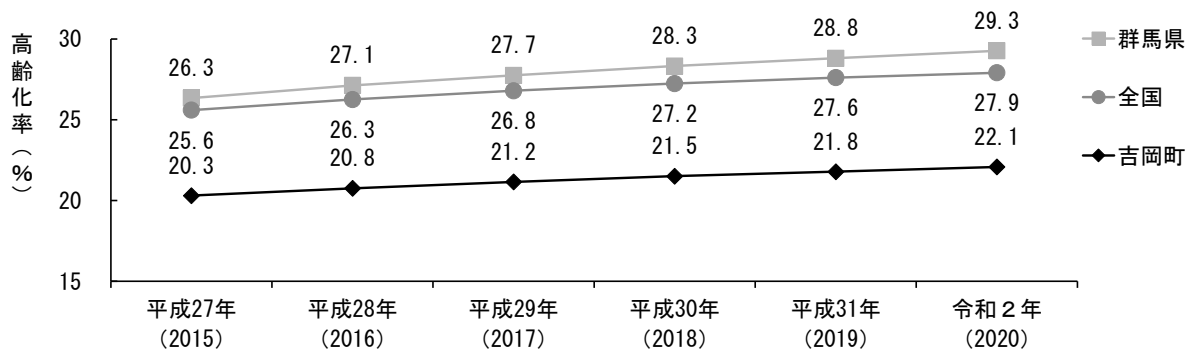
転入者の多くが子育て世代等の若年層が中心であることから、高齢化率は群馬県平均や全国平均と比べると5～7ポイント低くなっていますが、毎年上昇しています。

■高齢化率（老年人口比率）の比較



出典：総務省 住民基本台帳人口（各年1月1日）

■高齢化率の比較

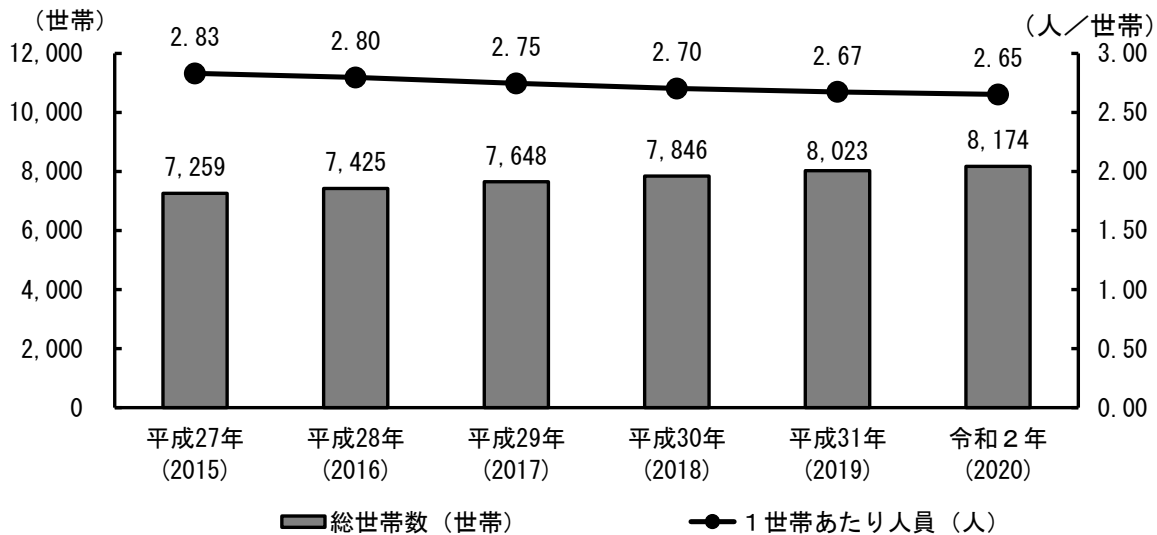


出典：総務省 住民基本台帳人口（各年1月1日）

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

世帯数は増加の一途で、令和2年現在、8,174世帯です。一方、平均世帯人員は、人口増にあるものの世帯数の増加が大きいことから、減少傾向にあります。

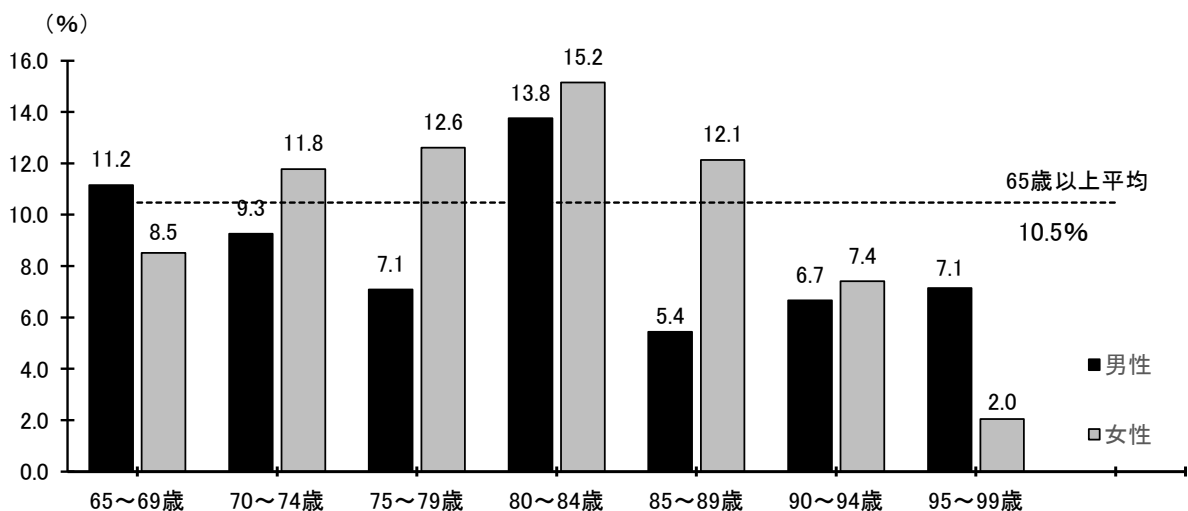


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日）

② 単身高齢世帯

男女別年齢区分別の高齢者単身世帯（高齢者人口に対する単身高齢者人口）の割合は、65歳以上全体では10.5%、80～84歳での割合が最も高く、男性は13.8%、女性は15.2%となっています。

■ 年齢区分別高齢単身世帯比率



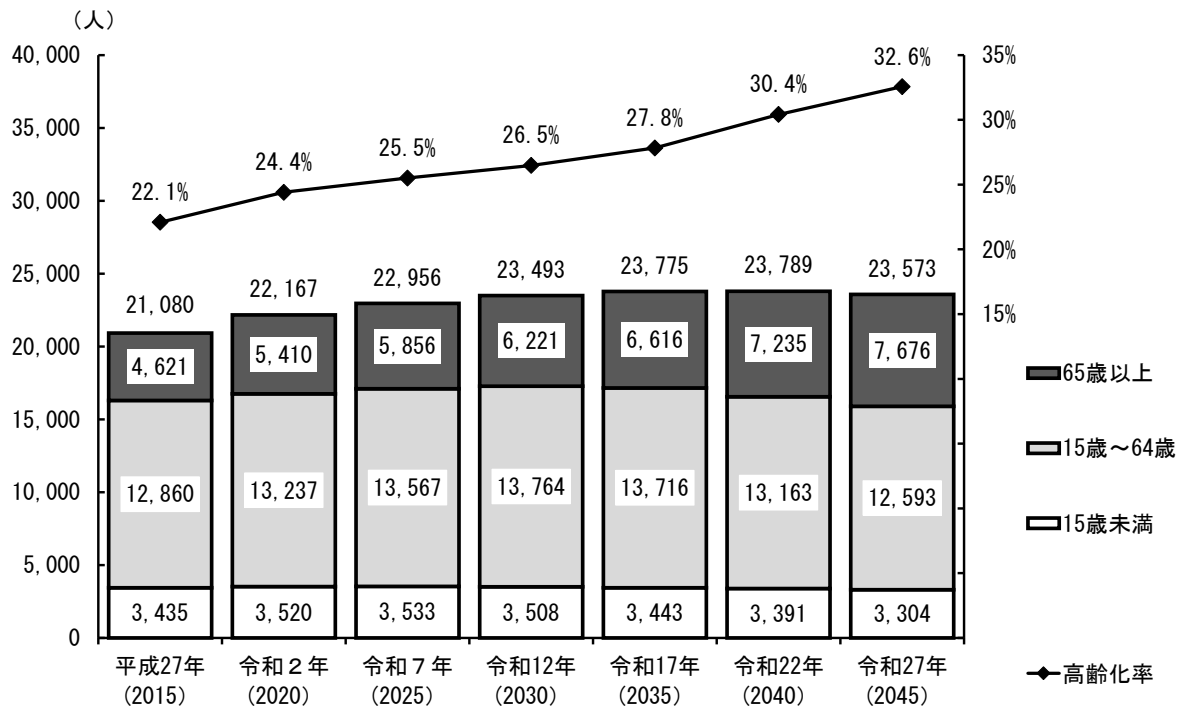
出典：総務省「国勢調査」（平成27年10月1日）

(3) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口は令和22年頃まで緩やかな増加が続くと予想されています。

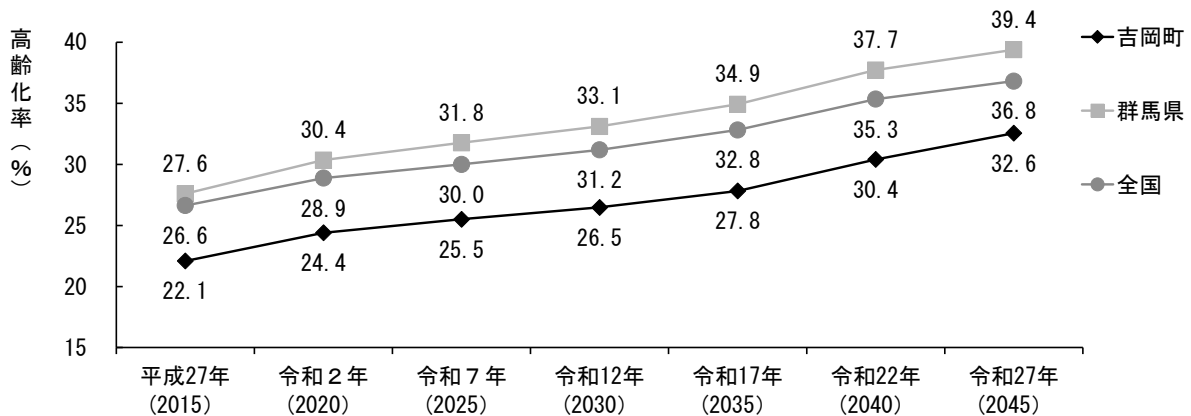
一方、高齢者の増加は続くことから、高齢化率は上昇が続き、令和22年頃には30%を超えるものの、群馬県平均、全国平均よりも5～7ポイント低い値で推移すると推計されています。

■年齢3区分人口の推移



(出典) 2015年：総務省「国勢調査」
 2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」
 ※総人口には年齢不詳を含む。割合は年齢不詳を除いて算出

■高齢化率の推移の比較



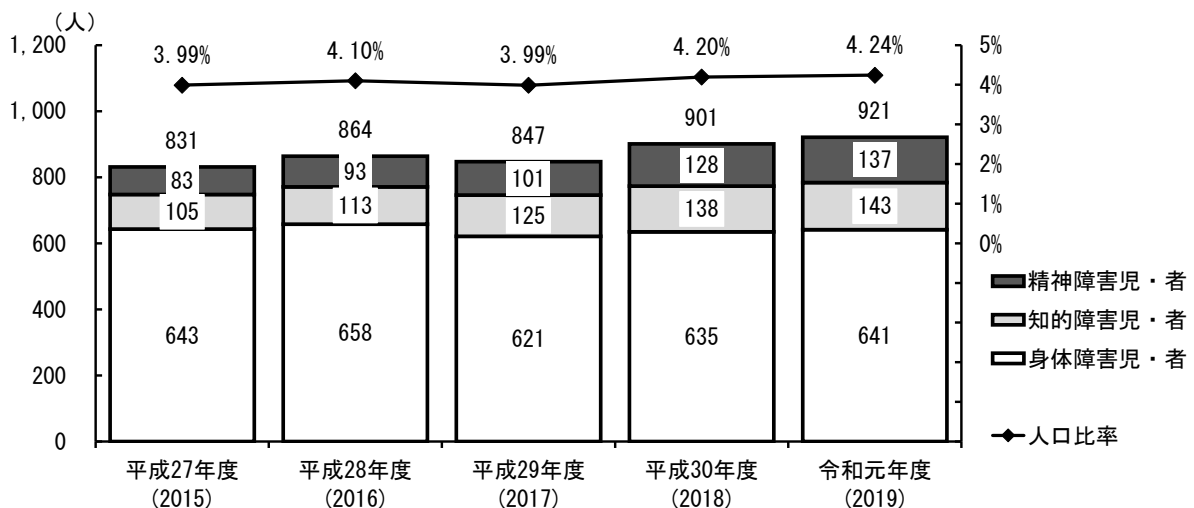
(出典) 2015年：総務省「国勢調査」
 2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」

2-2 数値でみる要支援者等の状況

(1) 各種障害者手帳所持者数の推移

各種手帳所持者数は増加傾向にあり、町民の4%程度の方が何らかの障害を有しています。

■障害者手帳所持者の推移



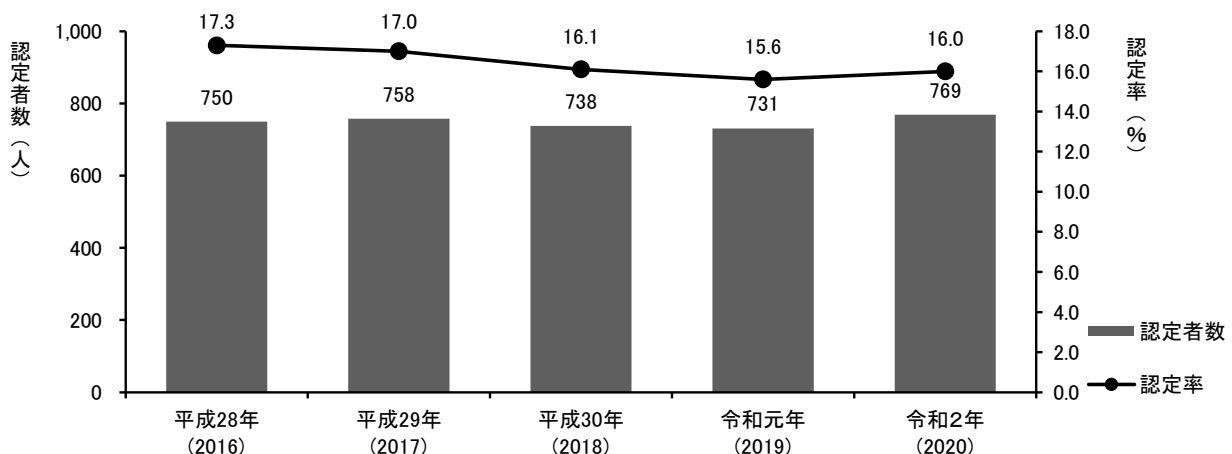
※重複障害があるため、実人数とは異なる。

出典：吉岡町 介護福祉課福祉室（各年度3月末日）

(2) 介護保険サービス等の利用状況（要介護認定者数の推移）

介護保険制度における要介護認定者（率）※は減少傾向でしたが、令和元年度から2年度にかけて増加しています。

■要介護認定者（率）の推移



※認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者（第2号被保険者を除く。）の割合

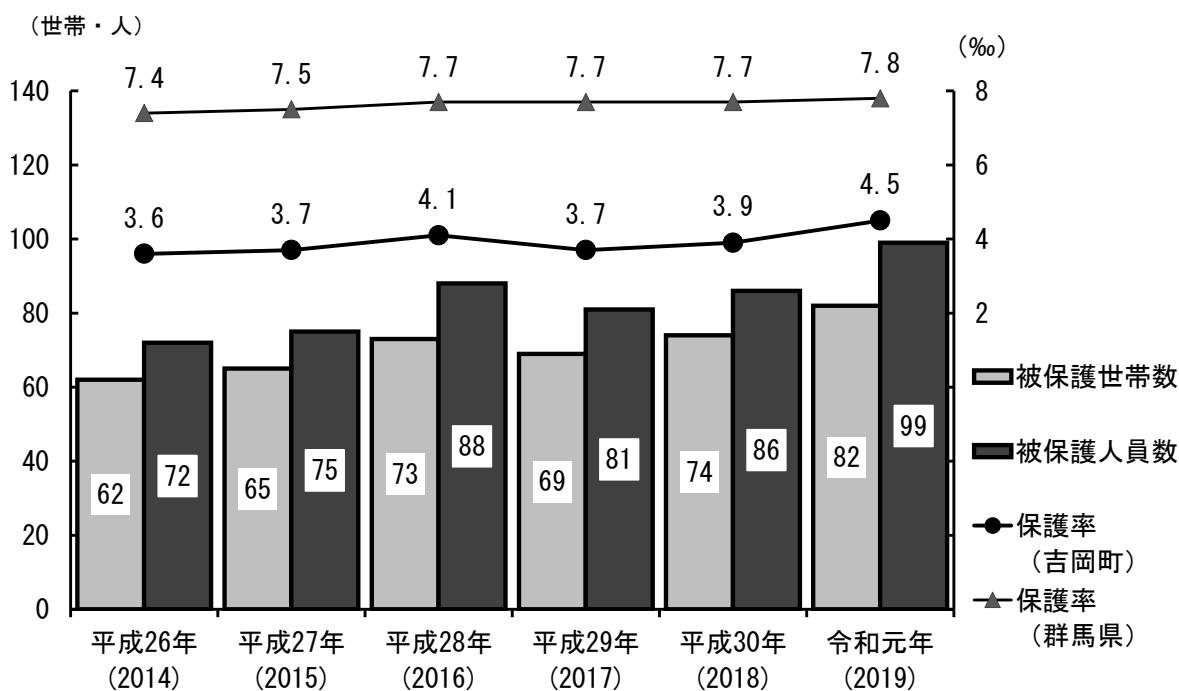
出典：地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

※要介護認定：介護保険の被保険者に対し、保険者である市町村が、日常生活上の介護の必要性を確認するとともにその程度を認定すること。利用者の心身の状況により要支援1・2、要介護1～5の区分がある。要介護認定を受けると、介護保険サービスを要介護度に応じ利用できる。

(3) 生活保護世帯数等の推移

生活保護世帯数・保護人員は、ともに平成29年以降増加しています。また、保護率（人口千人あたりの被保護人員）は、群馬県平均よりも低い値で推移しているものの、令和元年現在4.5%※となっています。

■生活保護世帯数・保護人員の推移



出典：吉岡町 介護福祉課福祉室 調べ

※パーミル (‰)：千分の一を表す単位で、パーセントの10分の1を表す。

2-3 地域福祉活動の状況

(1) ボランティアやサロン活動の状況

① ボランティア団体登録数・登録人数

ボランティア団体登録数・登録人数は平成 28 年に減少しましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっています。

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
団体登録数	19	19	15	18	18	18
登録人数	729	654	595	606	636	613

※社協ボランティア保険加入団体

② 社協事業個人ボランティア登録数

社協が行っている配食や認知症カフェなどでは、個人ボランティアが活動しています。ボランティア登録者数は、平成 27 年に減少しましたが、それ以降増加傾向にあります。

配食ボランティア	高齢者等で調理困難及び安否確認が必要な方に対し、昼食の配食を行っています。
移送ボランティア	高齢者等で交通手段がなく困っている方に対し、近隣の病院や町内商店、公共機関への送迎を行っています。
傾聴ボランティア	日頃から話をする機会の少ない一人暮らし高齢者等に対し、自宅を訪問し、相手のお話を傾聴的に聞き、話し相手をする活動です。 ただ、平成 27 年から活動休止中であり、再開が課題となっています。
認知症カフェボランティア	カフェの準備や片づけ等、カフェの運営に関わり、また参加者にお茶やコーヒーの提供、一緒におしゃべりをする活動です。 平成 28 年 12 月から活動を開始しています。

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	
ボランティア登録者数	70	43	47	55	64	63	
種別	配食	19	23	12	8	13	12
	移送	17	20	15	17	14	16
	傾聴	34	—	—	—	—	—
	認知症カフェ			20	30	37	35

出典：社協調べ

③ふれあい・いきいきサロンの推移

ふれあい・いきいきサロンは、地域福祉の充実を図るための自治会(地域福祉ネットワーク)を主体とするものです。日常生活に不安や寂しさを感じている高齢者や障害者、子育て中の親子等の閉じこもりがちな方々が、各地区集会所等に気軽に出かけ、仲間づくりや健康増進の場を設け、住民が中心となって自主的・自発的に行う交流活動(月1回以上、概ね5人以上)です。サロン活動を通じて、見守りや住民のSOSを早期発見できる助けあいの町づくりを目指した活動です。

サロンの数は微増傾向にありますが、参加人数は減少しており、サロンによっては参加者の高齢化による担い手不足や新規参加者の呼び込み、男性の参加率の低さなど課題があります。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
サロン数		30	28	28	29	31	31
種別	子ども	2	2	2	2	1	1
	高齢	28	26	26	27	29	29
	複合型	-	-	-	-	1	1
参加人数		8,495	9,009	8,337	8,229	8,855	7,889

出典：社協調べ

(2) 自治会活動の地域福祉活動(地域福祉ネットワーク事業)

地域福祉ネットワーク事業は、各自治会において高齢者及び障害者等の支援を必要とする人への地域ぐるみの支援システムづくりを目的に実施する事業で、社協では、自治会に対して補助金の交付及び事業に関わる計画相談などの支援を行っています。

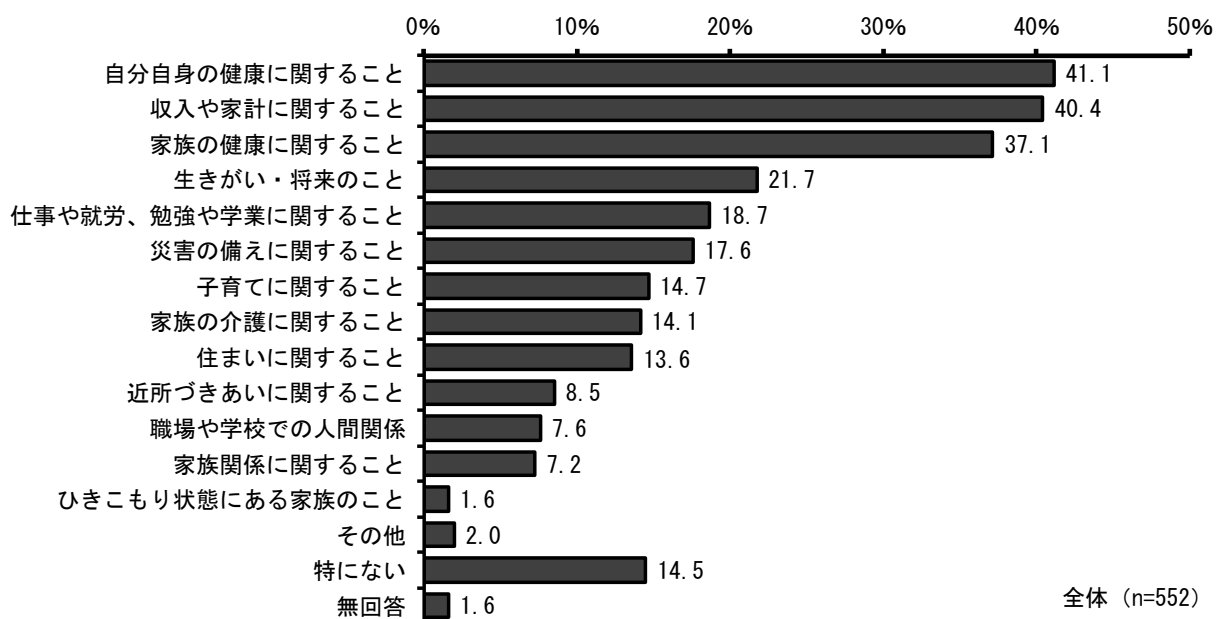
自治会によって活動や対象は異なりますが、主に下記の3つがあげられます。

世代間交流	子どもから高齢者まで幅広い年代の人々が交流を図るグラウンドゴルフ大会や転入者を巻き込んだふれあい交流会等を実施。地域の結びつきを強めています。
高齢者慰安会	高齢者を対象に高齢者ふれあいの会や交流会、温泉招待等を実施。高齢者が一堂に会した楽しい時間を提供するとともに、地域の高齢者の状況把握につなげています。
見守り活動	友愛訪問や見守り安否確認表を用いた定期的な見守り活動を実施。自治会の会議において各班の安否報告や情報共有を実施。日頃から状況を地域で把握しておくことで、緊急時の迅速な対応につながるとともに、地域に住む人々の安心した生活を作り出しています。

2-4 町民アンケート調査結果概要

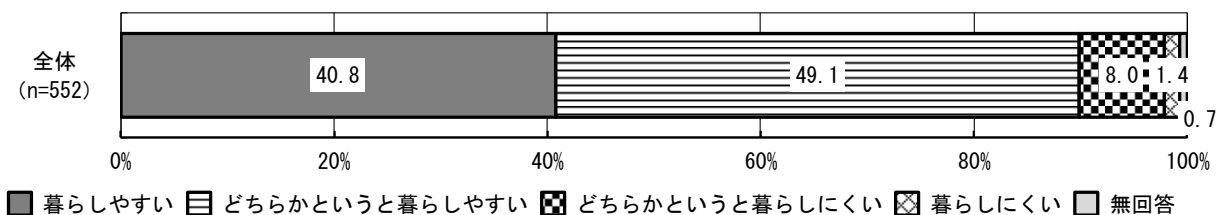
● 「自分自身や家族の健康」「収入」に関する悩みや不安が多い

- ・ふだんの暮らしの中での悩みや不安は、「自分自身の健康に関すること」の割合が 41.1%と最も高く、次いで「収入や家計に関すること」が 40.4%、「家族の健康に関すること」が 37.1%、「生きがい・将来のこと」が 21.7%の順です。
- ・「自分自身の健康に関すること」の割合は、年齢が高くなるほど高くなっています。
- ・「収入や家計に関すること」の割合は、「小学生のいる世帯」で高くなっています。



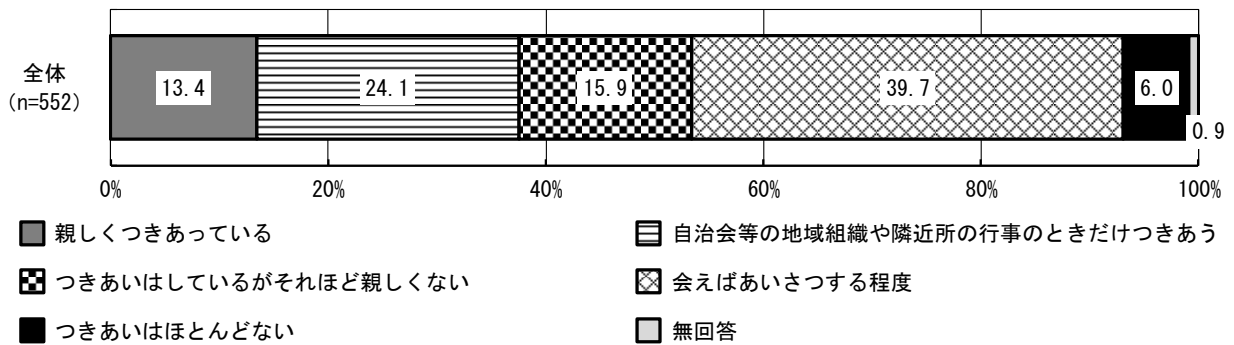
● 9割の人が「(どちらかというと)暮らしやすい」と感じている

- ・住んでいる地域の暮らしやすさについては、「暮らしやすい」が 40.8%、「どちらかというと暮らしやすい」が 49.1%で、合わせた割合は 89.9%です。一方、「どちらかというと暮らしにくい」が 8.0%、「暮らしにくい」が 1.4%で、合わせた割合は 9.4%となっています。
- ・「どちらかというと暮らしにくい」や「暮らしにくい」の割合は、「(近所)つきあいはほとんどない」と回答した人で高くなっています。



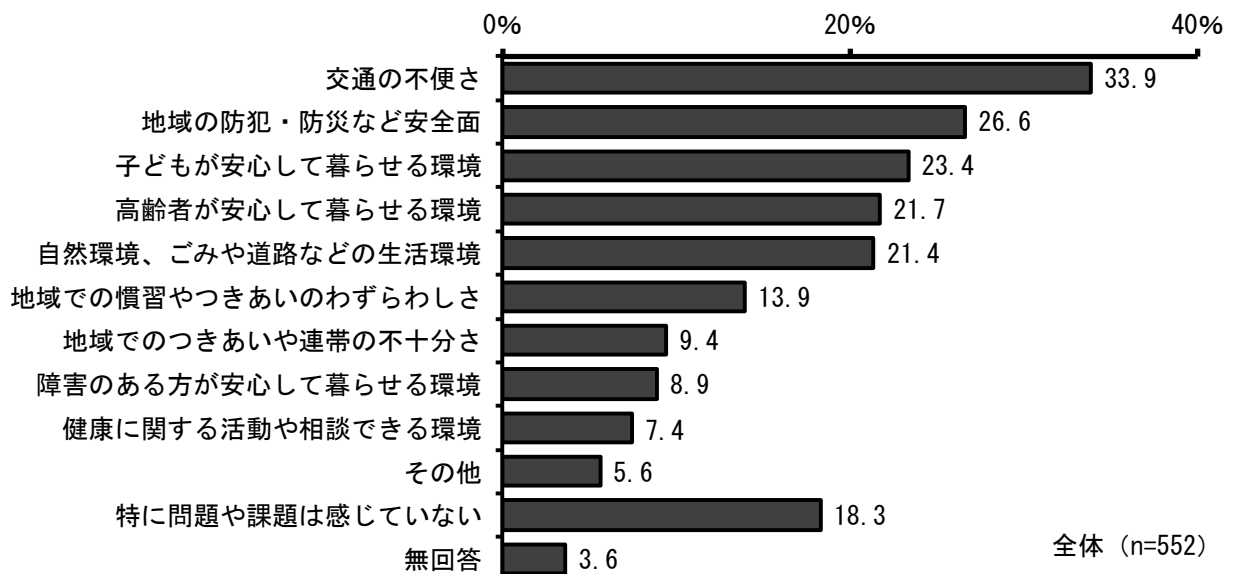
●ふだんの近所づきあいは「あいさつをする程度」が4割

- ・「会えばあいさつする程度」の割合が 39.7%と最も高く、次いで「自治会等の地域組織や隣近所の行事のときだけつきあう」が 24.1%、「つきあいはしているがそれほど親しくない」が 15.9%、「親しくつきあっている」が 13.4%、「つきあいはほとんどない」が 6.0%の順です。
- ・「親しくつきあっている」の割合は、30～60 歳代では 10～15%ですが、「70 歳以上」では 39.6%となっています。
- ・一方、「つきあいはほとんどない」の割合は、「一人暮らし」（15.9%）で高くなっています。



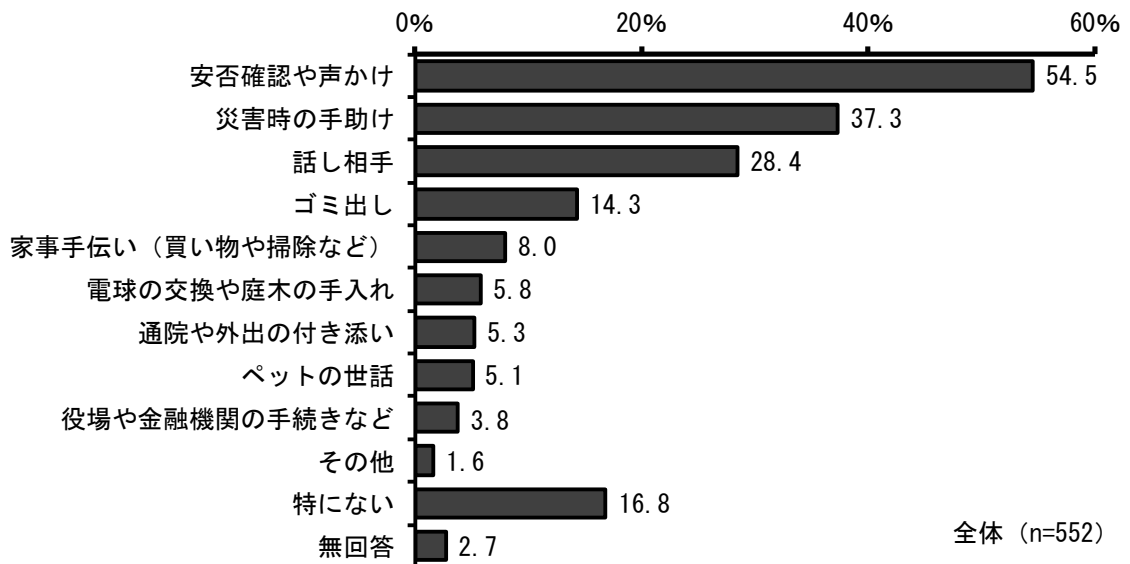
●地域問題や課題は「交通の不便さ」「防犯・防災」の割合が高い

- ・住んでいる地域の問題や課題は、「交通の不便さ」の割合が 33.9%と最も高く、次いで「地域の防犯・防災など安全面」が 26.6%、「子どもが安心して暮らせる環境」が 23.4%、「高齢者が安心して暮らせる環境」が 21.7%、「自然環境、ごみや道路などの生活環境」が 21.4%の順です。
- ・「地域の防犯・防災など安全面」の割合は、「30 歳代」（35.7%）、「乳幼児のいる世帯」（37.3%）や「小学生のいる世帯」（36.1%）での割合が高くなっています。



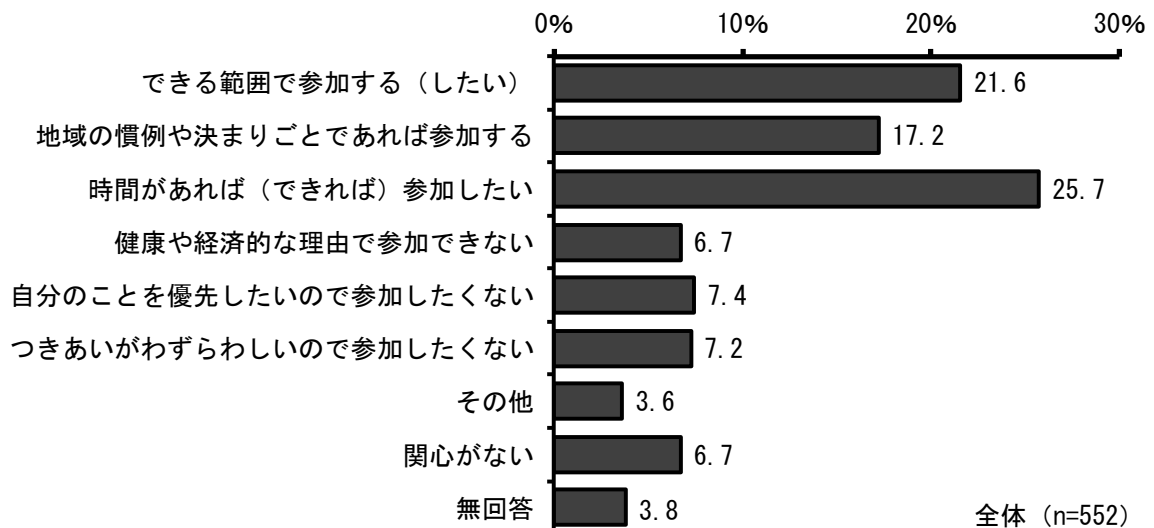
●半数以上の人が近所で「安否確認や声かけ」ができると回答

- ・近所で困っている人や家庭に対してできることは、「安否確認や声かけ」の割合が 54.5%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が 37.3%、「話し相手」が 28.4%、「特にない」が 16.8%の順です。
- ・「安否確認や声かけ」や「話し相手」は「女性」での割合が高く、「ゴミ出し」や「電球の交換や庭木の手入れ」「災害時の手助け」は「男性」での割合が高くなっています。



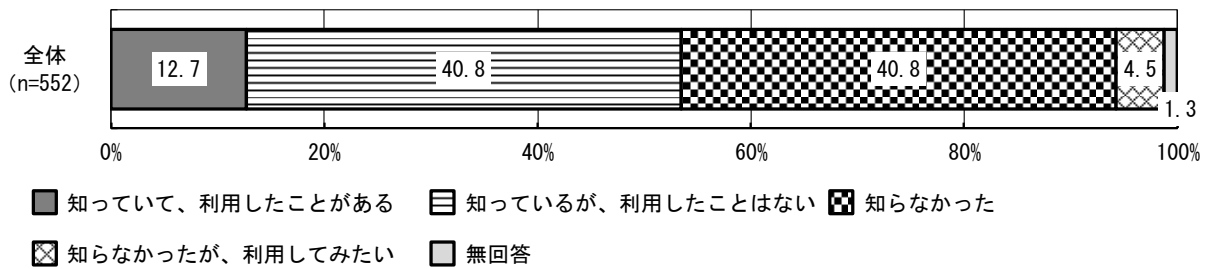
●地域活動への参加について6割強が「参加したい・参加する」と回答

- ・「時間があれば（できれば）参加したい」の割合が 25.7%と最も高く、次いで「できる範囲で参加する（したい）」が 21.6%、「地域の慣例や決まりごとであれば参加する」が 17.2%で、合わせた「参加したい・参加する」の割合は 64.5%です。
- ・一方、「自分のことを優先したいので参加したくない」が 7.4%、「つきあいがわずらわしいので参加したくない」が 7.2%で、合わせた「参加したくない」の割合は 14.6%です。



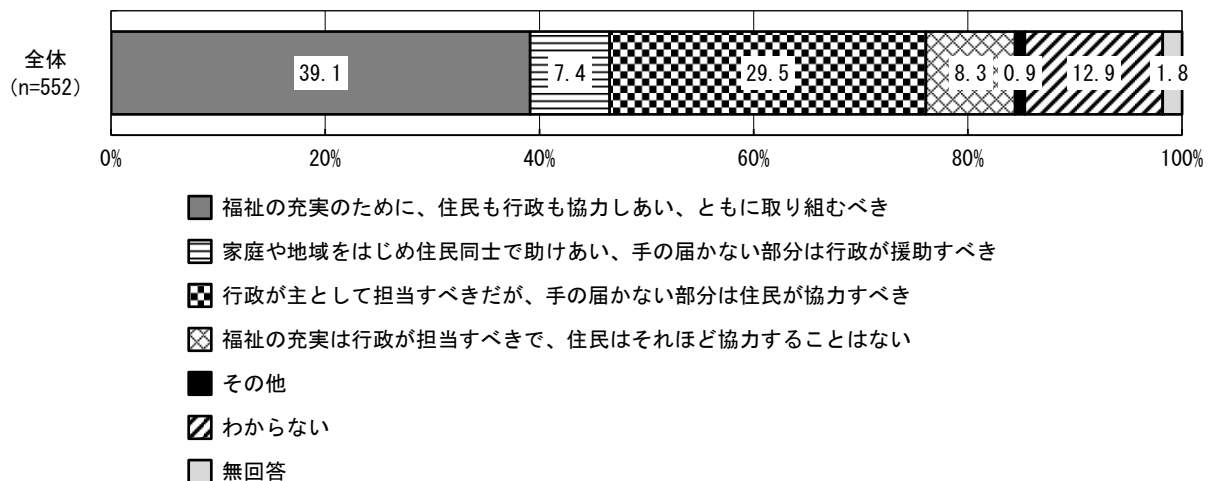
●半数弱が地域包括支援センター※を「知らなかった」と回答

- ・地域包括支援センターについて「知っていて、利用したことがある」が12.7%、「知っているが、利用したことはない」が40.8%で、合わせた割合は53.5%です。一方、「知らなかった」が40.8%、「知らなかったが、利用してみたい」が4.5%で、合わせた割合は45.3%となっています。
- ・「知っていて、利用したことがある」割合は50歳以上での割合が高く、「要介護者（高齢・障害）のいる世帯」では47.4%となっています。



●「住民も行政も協力しあい、ともに取り組むべき」の割合が4割

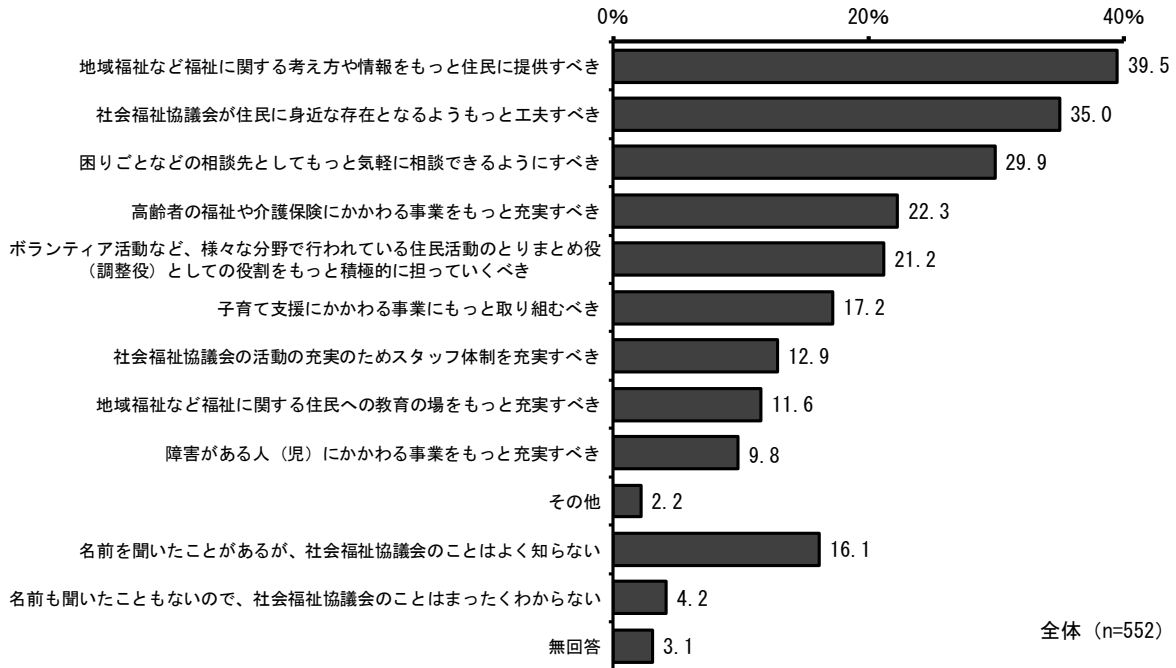
- ・地域福祉を充実していくために、住民と行政との関係は「福祉の充実のために、住民も行政も協力しあい、ともに取り組むべき」の割合が39.1%と最も高く、次いで「行政が主として担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべき」が29.5%、「福祉の充実には行政が担当すべきで、住民はそれほど協力することはない」が8.3%、「家庭や地域をはじめ住民同士で助けあい、手の届かない部分は行政が援助すべき」が7.4%の順です。



※地域包括支援センター：地域において、①介護予防ケアマネジメント事業②総合相談支援事業③包括的・継続的マネジメント事業④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関。

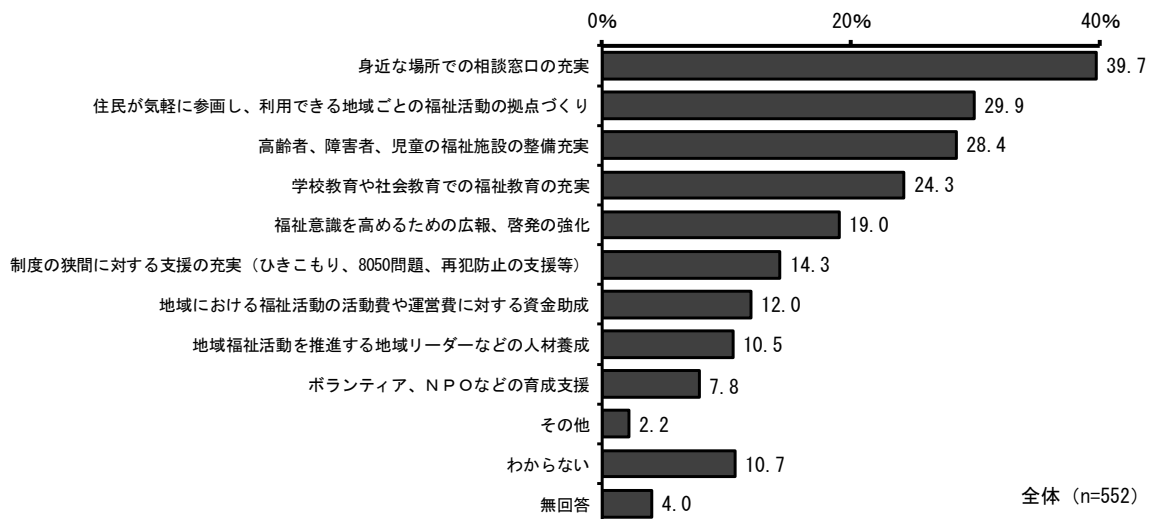
● 「福祉に関する情報提供」「住民に身近な存在となる工夫」が求められている

・社協に対する期待は、「地域福祉など福祉に関する考え方や情報をもっと住民に提供すべき」の割合が 39.5%と最も高く、次いで「社協が住民に身近な存在となるようもっと工夫すべき」が 35.0%、「困りごとなどの相談先としてもっと気軽に相談できるようにすべき」が 29.9%の順です。



● 「相談窓口の充実」「福祉活動の拠点」「福祉施設の充実」が求められている

・地域福祉を推進するために優先して取り組むべきことは、「身近な場所での相談窓口の充実」の割合が 39.7%と最も高く、次いで「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が 29.9%、「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備充実」が 28.4%の順です。

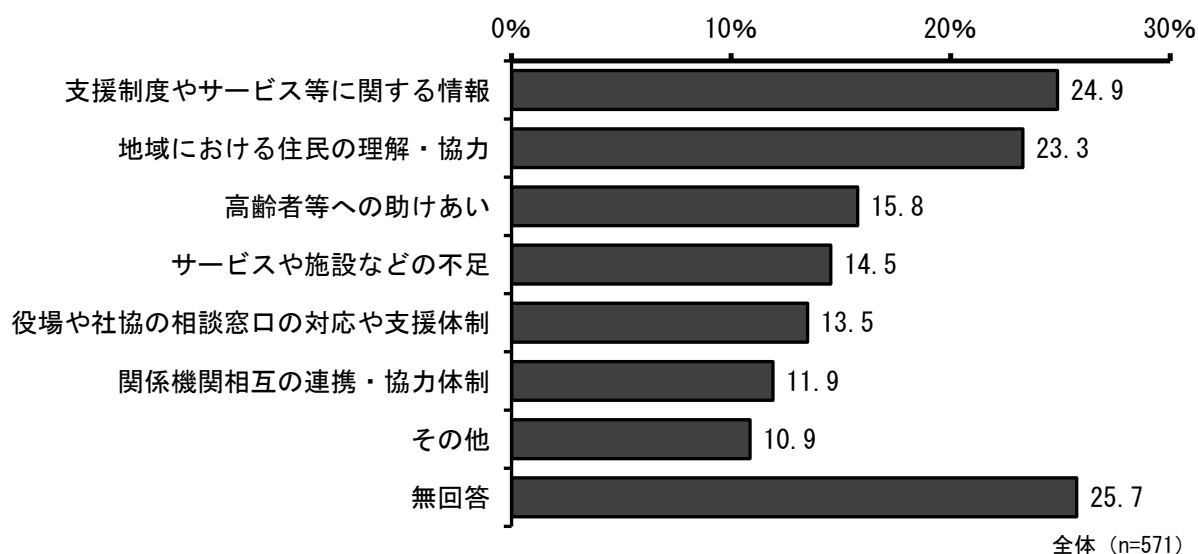


2-5 地域福祉活動者等アンケート調査結果概要

(1) 自治会役員調査

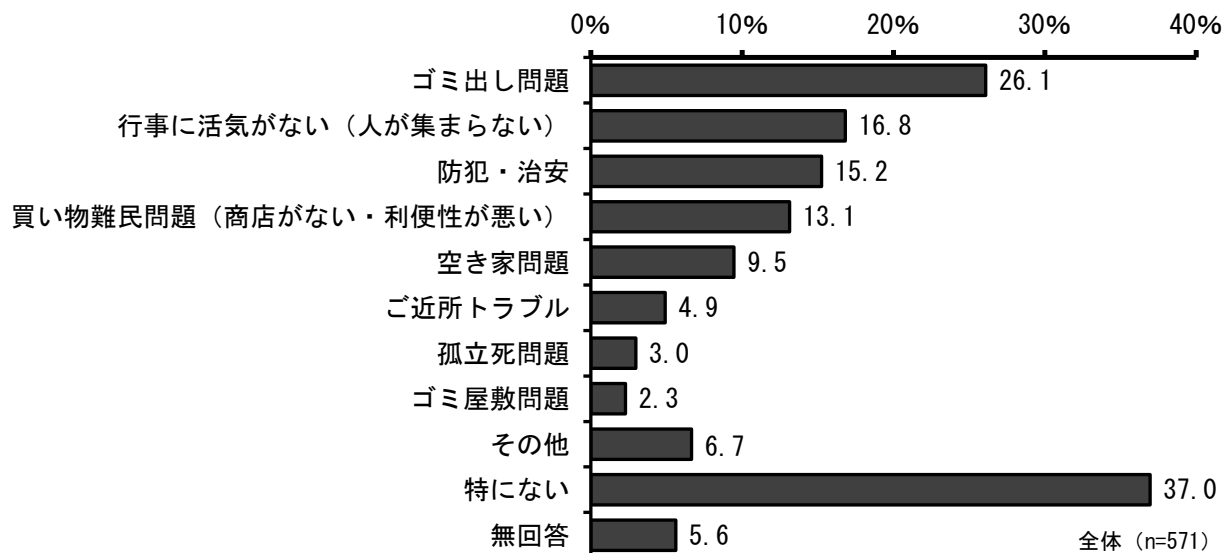
● 「支援制度等に関する情報」「住民の理解・協力」不足を感じている

- 自治会活動を行う中で特に不足しているものは、「支援制度やサービス等に関する情報」の割合が24.9%と最も高く、次いで「地域における住民の理解・協力」が23.3%、「高齢者等への助けあい」が15.8%、「サービスや施設などの不足」が14.5%、「役場や社協の相談窓口の対応や支援体制」が13.5%の順です。



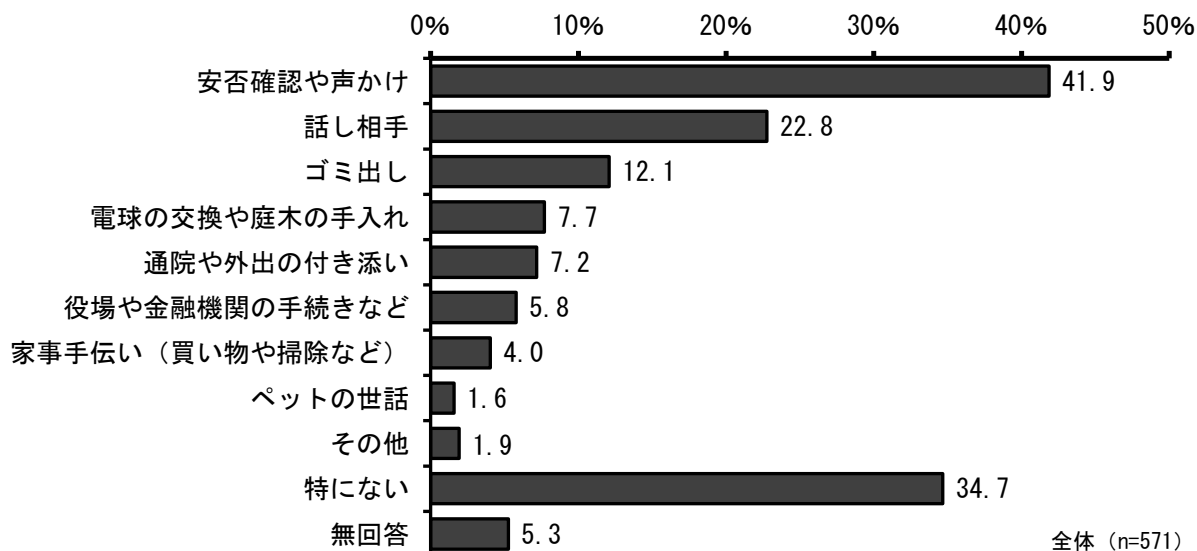
● 地域課題として「ゴミ出し問題」「行事に活気がない」「防犯・治安」の割合が高い

- 自治会内の地域課題は「ゴミ出し問題」が26.1%と最も高く、次いで「行事に活気がない(人が集まらない)」が16.8%、「防犯・治安」が15.2%、「買い物難民問題(商店がない・利便性が悪い)」が13.1%の順です。一方、「特にない」の割合は37.0%です。



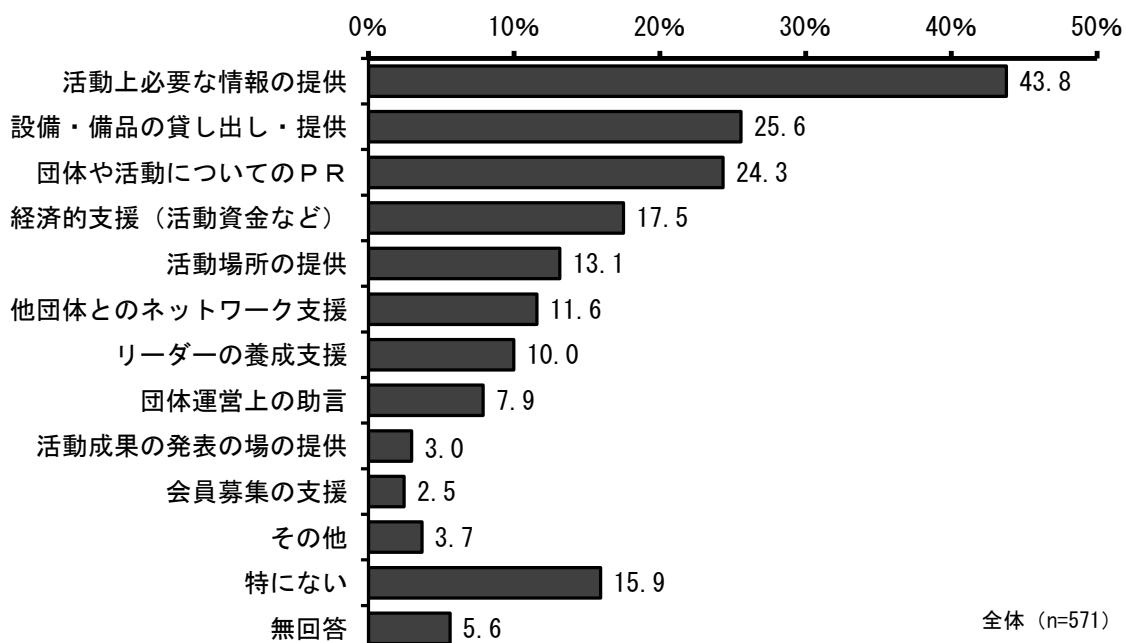
●地域住民同士での助けあいとして「安否確認や声かけ」を必要と感じている

・地域住民同士での助けあいによる対応が必要だと思うこととして、「安否確認や声かけ」の割合が41.9%と最も高く、次いで「話し相手」が22.8%、「ゴミ出し」が12.1%、「電球の交換や庭木の手入れ」が7.7%、「通院や外出の付き添い」が7.2%の順です。一方、「特にない」の割合は34.7%です。



●社協に求められている支援は「活動上必要な情報の提供」

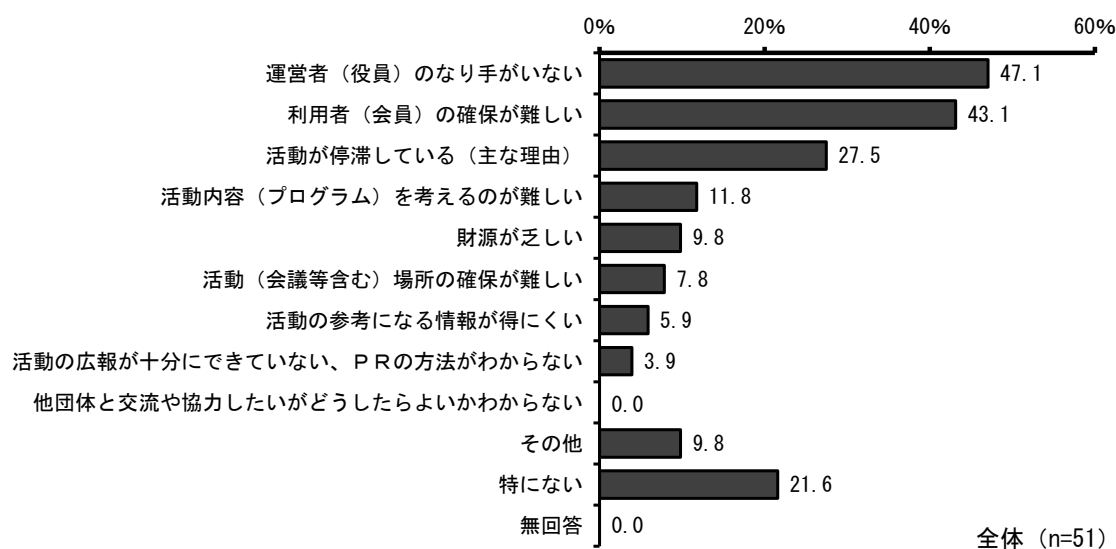
・自治会の地域活動に対して、社協に求められている支援は「活動上必要な情報の提供」の割合が43.8%と最も高く、次いで「設備・備品の貸し出し・提供」が25.6%、「団体や活動についてのPR」が24.3%、「経済的支援（活動資金など）」が17.5%、「活動場所の提供」が13.1%の順です。一方、「特にない」の割合は15.9%です。



(2) 地域活動団体調査

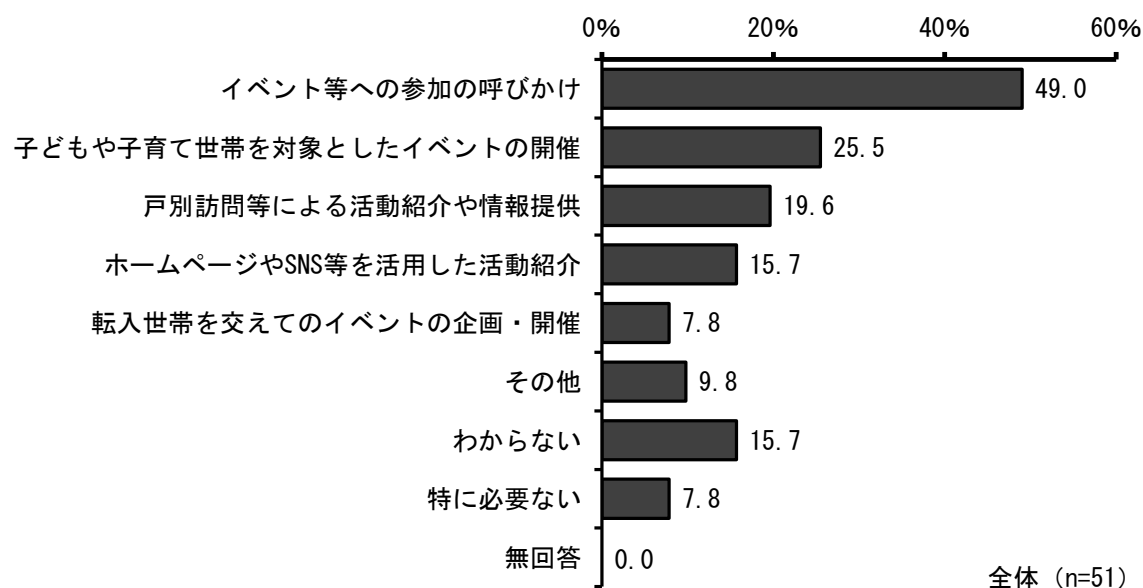
●活動上の困っていることは「役員のなり手がいない」「会員の確保が難しい」

・「運営者（役員）のなり手がいない」の割合が47.1%と最も高く、次いで「利用者（会員）の確保が難しい」が43.1%、「活動が停滞している（主な理由）」が27.5%、「活動内容（プログラム）を考えるのが難しい」が11.8%の順です。一方、「特にない」の割合は21.6%です。



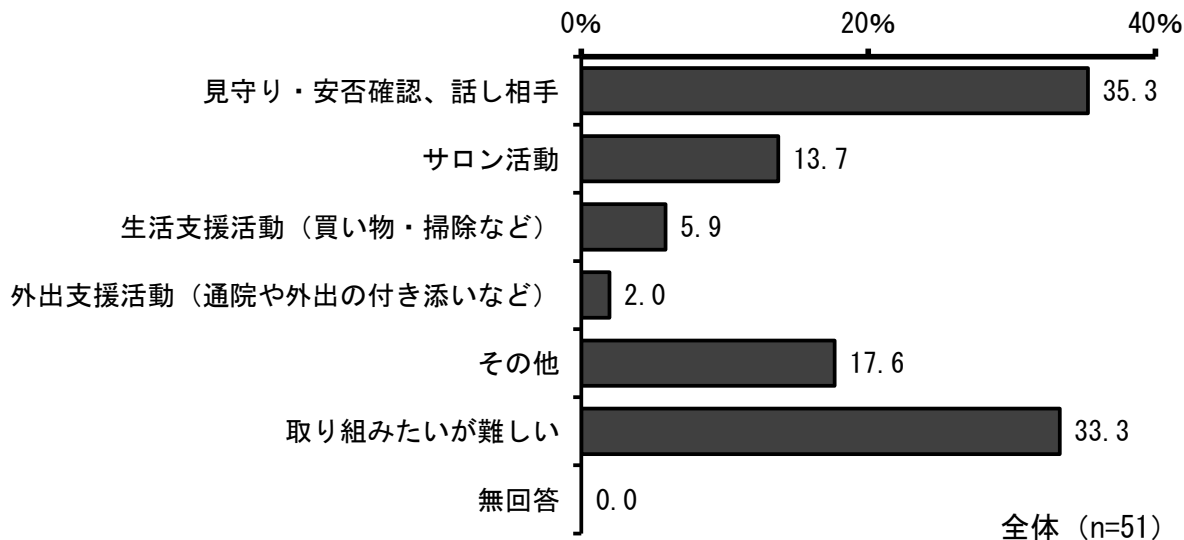
●転入者に対してできることは「イベント等への参加の呼びかけ」の割合が高い

・新しい住民の方々が地域との交流をしやすいするために、団体としてできることは「イベント等への参加の呼びかけ」の割合が49.0%と最も高く、次いで「子どもや子育て世帯を対象としたイベントの開催」が25.5%、「戸別訪問等による活動紹介や情報提供」が19.6%、「ホームページやSNS等を活用した活動紹介」が15.7%の順です。



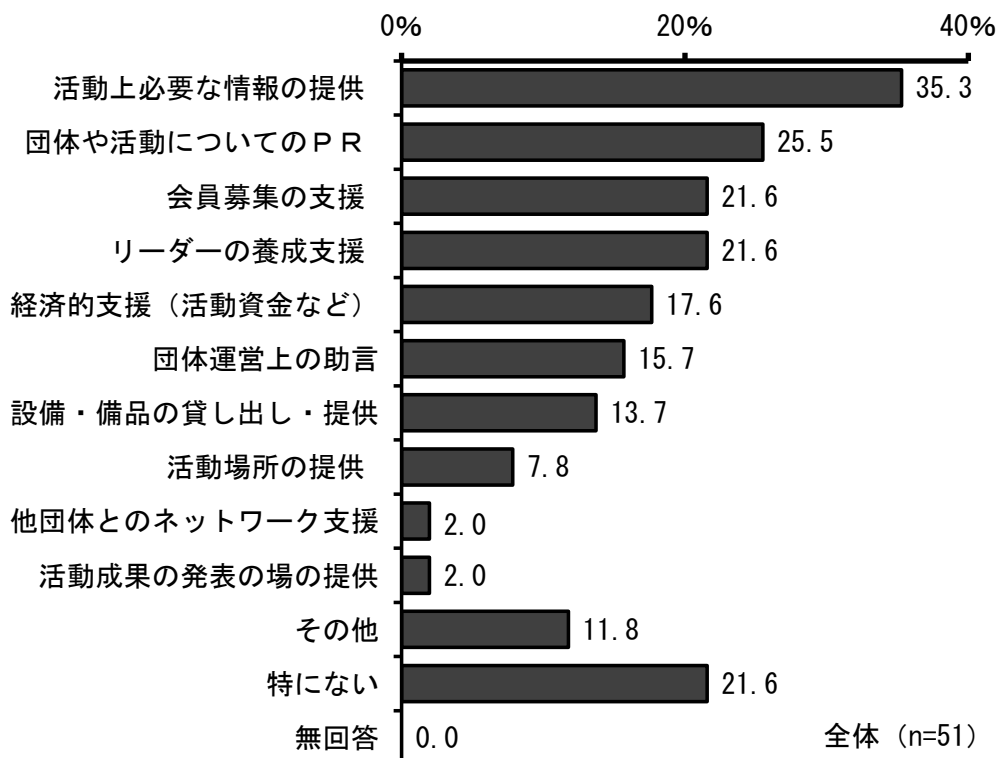
● 4 割弱の団体が「見守り・安否確認、話し相手」に取り組めると回答

・近い将来（3年以内）に新たに取り組める活動は「見守り・安否確認、話し相手」の割合が35.3%と最も高く、「サロン活動」が13.7%、「生活支援活動（買い物・掃除など）」が5.9%の順です。一方、「取り組みたいが難しい」の割合は33.3%です。



● 団体の地域活動に対して行うべき支援は「活動上必要な情報の提供」

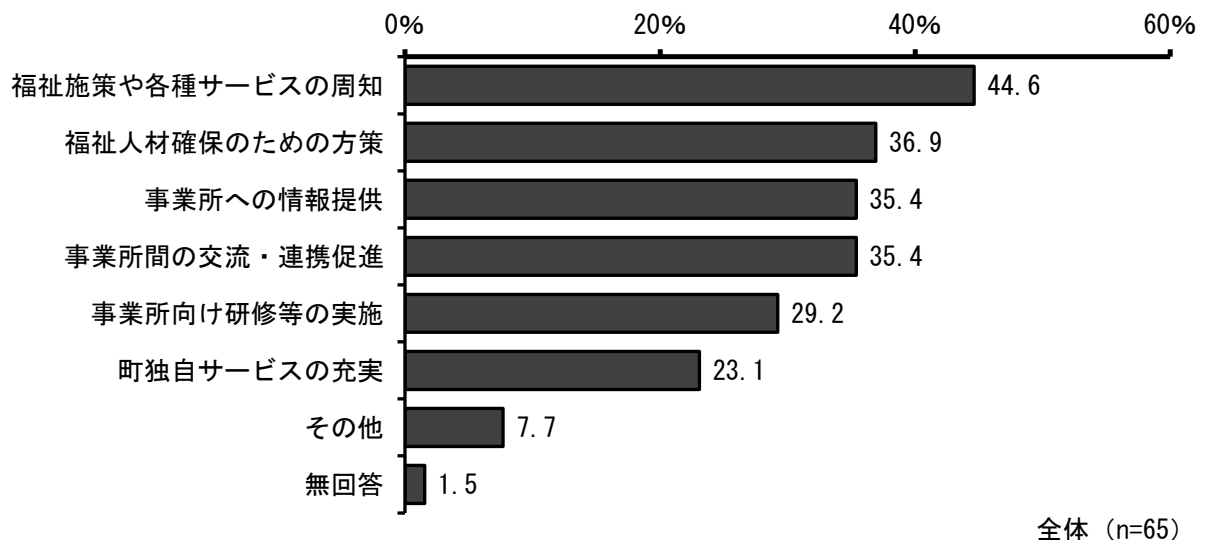
・団体の地域活動に対して、社協が行うべき支援は「活動上必要な情報の提供」の割合が35.3%と最も高く、次いで「団体や活動についてのPR」が25.5%、「会員募集の支援」「リーダーの養成支援」がともに21.6%の順です。



(3) 福祉事業所等調査

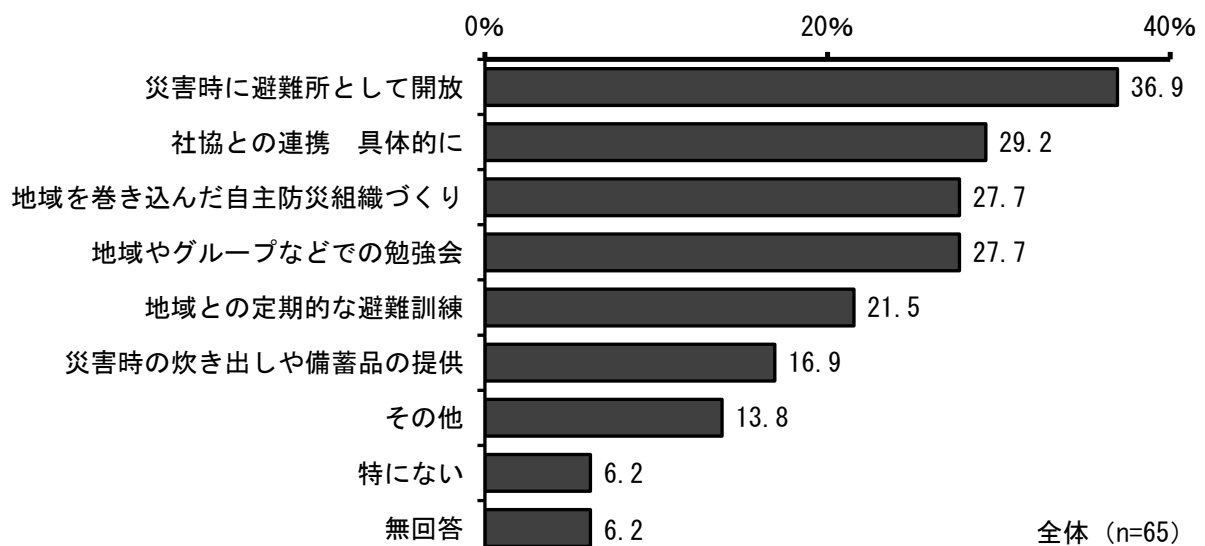
● 「各種サービスの周知」「人材確保」「情報提供」「事業所間の交流促進」の割合が高い

・町内のサービス支援体制を充実させるために必要なことは「福祉施策や各種サービスの周知」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「福祉人材確保のための方策」が 36.9%、「事業所への情報提供」「事業所間の交流・連携促進」がともに 35.4%、「事業所向け研修等の実施」が 29.2%の順です。



● 「災害時に避難所として開放」が4割弱

・地震など災害時に地域と支えあうために事業所でできることは「災害時に避難所として開放」の割合が 36.9%と最も高く、次いで「社協との連携」が 29.2%、「地域を巻き込んだ自主防災組織づくり」「地域やグループなどでの勉強会」がともに 27.7%、「地域との定期的な避難訓練」が 21.5%の順です。



2-6 第1期計画の取組現状

(1) 取組状況の評価

第1期計画では、3つの基本目標、10の施策の方向、19の施策に体系化し、50の事業等に取り組みました。1つの事業等について、町と社協がそれぞれ取り組んでいることや、庁内の複数の室で取り組んでいることなど、全体では93の取組を行ってきました。

これらの取組状況は下表のとおりです。「かなりできた」又は「ある程度できた」ものが80件(86.0%)です。一方で、「まったくできていない」は0件でしたが、「ほとんど実施できていない」又は「少し実施できた」は9件(9.7%)でした。

なお、本計画は、各事業について「利用者数〇〇人」など数値目標を設定し、事業を推進する性格の計画ではないため、取組状況の評価は、町や社協において自己評価にて行いました。

基本目標・施策の方向性	かなり実施できた (8割以上)	ある程度できた (6~7割)	少し実施できた (3~5割)	ほとんど実施できていない (1~2割)	まったくできていない (0割)	未評価
1 地域で支える仕組みをつくる	13	19	3	1		1
(1) 福祉意識の醸成	6	5	1			
(2) 地域住民の交流促進	5	3				
(3) 支えあい・見守り体制の充実	1	5	2			
(4) 地域福祉活動の推進	1	6		1		1
2 安心して暮らせる仕組みをつくる	16	24	2	2		3
(1) 各種サービスの適切な利用の促進	2	3		1		2
(2) 生活支援サービスの充実	5	3				
(3) 安全で暮らしやすい生活環境の充実	4	9	2			1
(4) 権利擁護 ^{※1} の推進	5	9		1		
3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる	2	6	1			
(1) 健康づくり・介護予防 ^{※2} の推進	2	3				
(2) 社会参加・生きがいづくり		3	1			
総 計	31	49	6	3	0	4

※1 権利擁護：意思能力が十分でない高齢者や障害者が、人として生まれながら持っている権利が保全され、社会生活が営めるように意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家などによって擁護されること。

※2 介護予防：要介護状態の発生をできるだけ防ぐ（遅らせる）こと。また、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと。

(2) 主な取組と課題

施策・事業	主な取組や成果	課題
1 地域で支える仕組みをつくる		
(1) 福祉意識の醸成		
① 広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町・社協の広報紙やホームページを活用した広報 ・福祉大会等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報紙を読んでいない人が少なくない中、どう伝えるか
② 学校や地域における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各校小学校4年生に認知症サポーターキッズ養成講座を実施。 ・中学生が元気になる「カフェ（認知症カフェ）」でボランティアとして参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちから保護者をはじめとした大人への波及効果が弱い ・児童生徒の成長（小中高）に合わせた継続性に欠ける
(2) 地域住民の交流促進		
① 交流の機会や場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉交流拠点施設（通称：よしおか ROBAROBA）開設 ・認知症カフェ1号、2号がオープン ・22カフェ（認知症の方とその家族）オープン 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知度が低い ・参加者が限定されている
(3) 支えあい・見守り体制の充実		
① 支えあい・見守り体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の受講者は増えている ・認知症の方を支える「ささえ隊・もてなし隊」結成 ・各自治会での「福祉ネットワーク」による見守りは、見直しを実施し徐々に浸透してきている 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター受講者が活躍できる仕組みが不十分 ・自治会により活動状況に差がみられる
(4) 地域福祉活動の推進		
① サロン活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロンはすべての自治会で1会場以上で実施 ・助けあいの町づくりサロン（町内合同サロン）開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会によって取組の差がある ・参加者が固定化している
② 町社協によるボランティア活動等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハートボラカフェ（ボランティア交流）」を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者数は横ばいで推移 ・ボランティアの活躍の様子が地域に伝わっていない

施策・事業	主な取組や成果	課題
2 安心して暮らせる仕組みをつくる		
(1) 各種サービスの適切な利用の促進		
①相談支援体制・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの周知 ・子育て支援事業一覧の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の福祉サービスについて知りたいと思った人が、情報を入手するのに時間がかかったり、情報を入手できなかったりする人が約4割
②サービス提供基盤の充実・質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉分野では、渋川地域自立支援協議会・各専門部会で、事業者との情報交換や事例検討などを行った 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供者等の情報交換の機会が限られている ・事業所に第三者評価制度の受審を促進できていない
(2) 生活支援サービスの充実		
①日常生活の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・町の「相乗り推奨タクシー」と「福祉タクシー」を統合して「タクシー運賃等助成事業」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のみの世帯などの増加に伴い、移動手段の確保に関するニーズが増加している
②生活を支える各種福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月から駒寄第3学童クラブを開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の増加に伴う学童クラブニーズへの対応
③日常生活総合支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康No1と協力して、サロン会場等で「鬼石式筋トレ」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む中、介護予防や健康づくりのさらなる推進が必要 ・一方で、コロナ禍で活動が制限されている
(3) 安全で暮らしやすい生活環境の充実		
①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託し、手話通訳者の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や高齢者が情報を入手やコミュニケーションをとりやすい支援が必要
②防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯委員会の活動を通じて、詐欺被害防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・よしおかほっとメールの高齢者の利用促進 ・「子ども安全協力の家」の登録数が減少している
③災害発生時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会の自主防災組織において、防災訓練等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援希望者に対する日頃からの声かけ運動が十分できていない
(4) 権利擁護の推進		
①権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市社協を基幹社協として日常生活自立支援事業を実施 ・町長申立てによる成年後見制度の利用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見制度の潜在的なニーズの掘り起こし ・成年後見制度利用促進の中核機関設置(R3年度)
②虐待やDV※防止の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と情報の共有を図り、連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待にいたらないような日常的な関わり
③生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談事業、生活福祉資金貸付事業等による支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策 ・コロナ不況 ・制度の狭間（ひきこもり、刑余者等）

※DV：ドメスティック・バイオレンス（英：domestic violence）の略で、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言う。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり、生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれる。

施策・事業	主な取組や成果	課題
3 いきいきと暮らせる仕組みをつくる		
(1) 健康づくり・介護予防の推進		
①健康づくり・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン会場や筋トレ会場に、健康 No 1 と協力して、鬼石式筋トレの再確認を実施 ・「健康ポイント事業」をスタート 健康づくりに関する様々な事業に参加した際にポイントを付与し、景品と交換するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣のある元気な高齢者の参加が多く、介護予防の必要性の高い高齢者の参加は少ない
(2) 社会参加・生きがいづくり		
①社会参加・生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・老人センター自主事業（行こういこいの家八幡）を月1回開催 ・シルバー人材センターの運営を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者へつながる事業の工夫が必要 ・定年延長や就労年齢の上昇により、全国的にシルバー人材センターの会員が減少



地域福祉交流拠点施設 開設
(よしおかROBAROBA)



認知症カフェ1号 in JAげんき オープン



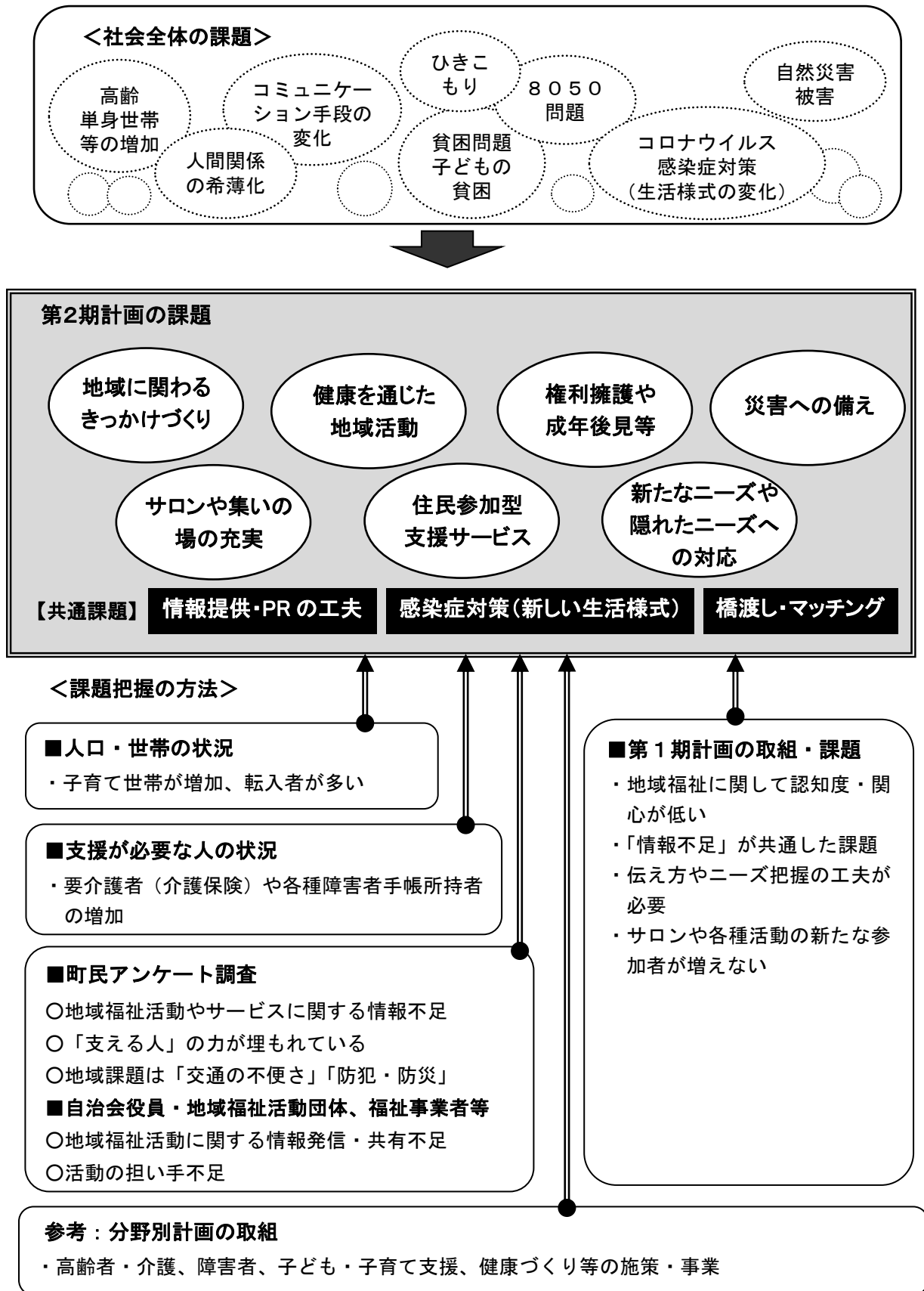
老人福祉センター自主事業 バイオリン演奏
(行こういこいの家八幡)



地域のサロン会場にて鬼石式筋トレ実施

2-7 課題解決のための施策の方向性

地域福祉をとりまく現状と課題について整理しました。



【重点的な課題（各施策に共通する課題）】

●地域の支えあいや福祉への関心を高めるための情報提供・PRの工夫

- ・ 町民アンケート調査の回答率が30%台など、地域福祉に対する関心が低いことから、地域福祉に関する活動紹介など、関心を高める工夫が必要です。
- ・ サービスのことを知らずに使わない人をなくすため、相談窓口や情報提供を充実させる必要があります。
- ・ 町民アンケート調査や地域福祉活動団体等の調査では、町や社協に求めることとして「情報提供」が共通しています。SNS^{*}の活用など、世代や団体等の特性に合わせた情報提供をしていく必要があります。

●感染症対策（新しい生活様式）

- ・ 新型コロナウイルス等の各種感染症が流行する中においても、地域における福祉活動を促進することは重要なものとなります。そこで警戒レベル等の社会的情勢を勘案しつつ、マスクの着用、アルコール等による除菌、ソーシャルディスタンスを保つなどの対策を講じながら、活動を進めることが必要です。

●手助けを必要としている人との橋渡し・マッチング

- ・ 町民アンケート調査や地域活動に関するアンケート調査では、「地域でできること」や「新たに取り組めること」として、「安否確認や手助け」をあげる割合が高くなっています。
- ・ 「ボランティア活動は時間がないけど、ちょっとした手助けなら自分にも・・・」と思っている人も少なくないと思われることから、「ちょっとした手助け」を必要とする人との橋渡しが必要です。
- ・ また、支援を必要としている人に対して、適切な支援やサービスとの橋渡しが重要です。

【個別課題】

●地域に関わるきっかけづくり

- ・ 全国の市町村で人口減少が進む中で、本町では若年層を中心とした転入による人口増加が進んでいます。一方で、転入者と地域との関わりが希薄な状況もみられます。
- ・ 高齢化率は低い本町ですが、高齢化が進み、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯が増加しています。
- ・ 地域のつながりは、災害時の避難や、日常の見守りなどの基盤となることから、きっかけづくりや、つながりを強めていく必要があります。

^{*}SNS：ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、スマートフォンやパソコンを使って、利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

●地域のサロンや集いの場の充実

- ・第1期計画では地域のサロン同士の交流や地域福祉交流拠点施設を利用した認知症カフェ（「元気になるカフェ」「22カフェ」）などの展開を図ってきましたが、参加者が限定されていることや、町民アンケート調査から判断すると、認知度は低い状況です。集いの場のPRを図るとともに、サロンの充実を図る必要があります。

●健康を通じた地域活動の展開

- ・地域における健康づくりは、第1期計画においても施策の柱の1つとして、健康づくりポイント事業など、積極的に展開を図ってきました。
- ・「健康」は、誰にでも共通した関心ごとであることから、引き続き、健康づくりを通して地域福祉活動に展開していくことは有効です。

●住民参加型支援サービスの推進

- ・後期高齢者の増加に伴い、日常生活に不可欠な買い物自体が困難な状況の人が増えてきており、移動手段の確保が地域の課題となっています。町民アンケート調査でも、地域課題として「交通の不便さ」が第1位にあげられています。近隣住民や親族による買い物支援の仕組み等が求められています。

●権利擁護や成年後見等のニーズの高まりへの対応

- ・障害の多様化が進むとともに、高齢化に伴い認知症高齢者は今後さらに増加すると見込まれ、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度へのニーズはますます高まっていくことが予想されます。町民アンケート調査では、成年後見制度に対する認知度は低いことから、今後は町民の権利擁護に関する理解を深め、成年後見制度の利用を促進する体制整備を進める必要があります。

●新たなニーズや隠れたニーズへの対応

- ・「子どもの貧困問題」、「8050問題^{*}」や「再犯防止」など、新たな課題への対応が求められています。これらの課題は家庭の中に隠れてしまい見えにくいことや、複雑化・複合的した課題が多いことからニーズを発見する体制の充実や、関係機関同士の連携の強化が必要です。

●災害への備え

- ・近年、地震や豪雨等の自然災害が多発しており、災害への関心はかつてない高まりをみせていますが、防災への備えや近隣での自主防災・避難支援などの課題が顕在化しています。また、町民アンケート調査では、地域の課題として「防犯・防災」が2番目に高い割合となっています。
- ・見守り活動の一環として災害時要援護者制度による取組を進めており、特にふだんの見守り活動と関連づけた災害時への備えを進めていくことが重要です。

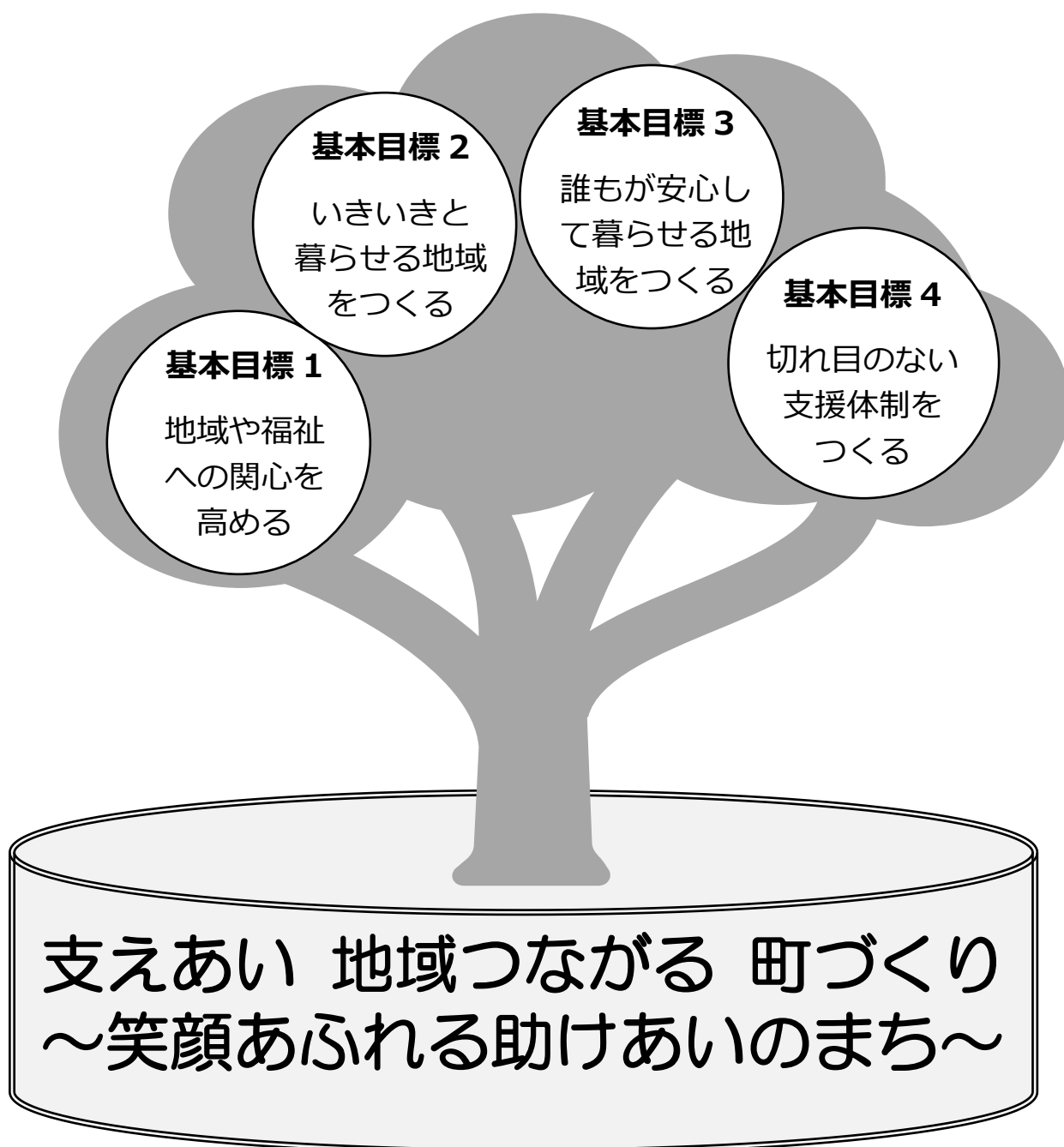
^{*}8050問題：生活が困窮し社会で孤立する80代の親と50代の子の世帯が象徴的であることから「8050問題」と呼ばれている。

第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

3-1 将来像（基本理念）・基本目標

本町で暮らす誰もが「暮らしやすさ」と「ふつうの幸せ」を実感できるように、ともに支えあい、町民一人ひとりが主役となる「地域福祉」をともにつくります。また、地域における包括的な相談支援体制を構築し、適切な支援につなげるとともに、身近な「幸せ」を感じることができ、暮らしへ広げてまいります。

将来像（基本理念）を「支えあい 地域つながる 町づくり ～笑顔あふれる助けあいのまち～」と定め、「4つの基本目標」のもと、「16の具体施策」に取り組み、計画の推進を図ります。



基本目標 1 : 地域や福祉への関心を高める

町民一人ひとりが地域でお互いに支えあう意識を高めることができるよう、地域や福祉に関する情報をわかりやすく提供するとともに、教育や啓発を行います。

施策 1 : 地域や福祉に関する情報発信の強化

施策 2 : 地域福祉活動の担い手の発掘・育成

施策 3 : 地域福祉活動団体とのつながりの強化

基本目標 2 : いきいきと暮らせる地域をつくる

地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、町民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

施策 4 : 地域における健康づくり・介護予防活動の推進

施策 5 : 社会参加・生きがいづくりの促進

施策 6 : サロン活動等による交流促進

施策 7 : ボランティア活動の推進

基本目標 3 : 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

近年多発している大規模地震や豪雨などの自然災害に備えることを含め、日頃から人と人が支えあい・助けあうことができる地域づくりを進めます。

施策 8 : 日頃の見守り活動の推進

施策 9 : 災害時における地域の支援体制の強化

施策 10 : 感染症対策等に対応した地域福祉活動の推進

施策 11 : 安全で暮らしやすい生活環境の充実

基本目標 4 : 切れ目のない支援体制をつくる

誰もが尊厳をもって自立した生活を送れるよう、適切な情報提供・相談体制を充実するとともに、ライフステージに応じた適切なサービス利用など、切れ目のない支援体制をつくります。

施策 12 : 各種サービスの適切な利用の促進

施策 13 : 生活支援サービスの充実

施策 14 : 権利擁護の推進

施策 15 : 自立に向けた支援体制の強化

施策 16 : 福祉関係等事業所間の連携

3-2 施策の体系

基本目標	施策	具体施策
基本目標1： 地域や福祉への 関心を高める	施策1：地域や福祉に関する情報発信の強化	①各種媒体による広報・啓発
		②催し物やイベントによる広報・啓発
		③身近な福祉を知る各種講座等の開催
	施策2：地域福祉活動の担い手の発掘・育成	①学校、地域などへの福祉教育の充実と人材発掘
		②介護・福祉を支える人材確保
	施策3：地域福祉活動団体とのつながりの強化	①交流・情報交換の機会（福祉ネットワーク）の充実
基本目標2： いきいきと暮 らせる地域を つくる	施策4：地域における健康づくり・介護予防活動の推進	①地域における健康づくり活動の支援
		②地域における介護予防の支援
	施策5：社会参加・生きがいづくりの促進	①地域における生きがい活動支援
		②高齢者や障害者などへの就労支援
	施策6：サロン活動等による交流促進	①地域におけるサロン等の充実
		②交流の機会の充実
施策7：ボランティア活動の推進	①ボランティア活動等への支援	
基本目標3： 誰もが安心して暮 らせる地域 をつくる	施策8：日頃の見守り活動の推進	①見守りのための各種事業の推進
		②ご近所や自治会における取組への支援
	施策9：災害時における地域の支援体制の強化	①災害時における地域の支援体制の強化
	施策10：感染症対策等に対応した地域福祉活動の推進	①感染症に関する情報提供・生活支援
		②感染症対策に配慮したサービスの提供・地域福祉の推進
	施策11：安全で暮らしやすい生活環境の充実	①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
②防犯体制の充実		
基本目標4： 切れ目のない 支援体制をつ くる	施策12：各種サービスの適切な利用の促進	①情報提供の充実
		②相談支援体制の充実
		③サービス提供基盤の充実・質の向上
	施策13：生活支援サービスの充実	①外出等の日常生活の支援
		②生活を支える各種福祉サービスの充実
		③地域における支えあい制度の推進
	施策14：権利擁護の推進	①人権啓発・人権教育の推進
		②虐待やDV防止の取組
		③成年後見制度等の利用促進
	施策15：自立に向けた支援体制の強化	①生活困窮者の自立支援
		②制度の狭間となる人への支援
		③再犯防止支援
	施策16：福祉関係等事業所間の連携	①福祉関係等事業所間の連携体制の構築
		②社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進

3-3 第1期計画の新たな取組と第2期計画の方向性


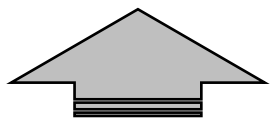
本町では地域福祉を推進するため、第1期計画中に新たな事業に取り組みました。また地域福祉をより推進していくため、第2期計画の取組の方向性を示します。





<p>■地域や福祉に関する情報発信の強化（施策1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町や社協の取組をわかりやすく伝える 	<p>■地域福祉活動団体とのつながりの強化（施策3）</p> <p>■福祉関係等事業所間の連携（施策16）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種活動や社会資源をつなげる 	<p>■サロン活動等による交流促進（施策6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画のあらたな取組の継続・拡大
--	---	--

第2期計画の取組の方向性（重点的な取組）

これまでの取組

～ 地域福祉推進のステップアップ～

	<p>令和2年度</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="646 996 853 1153">タクシー運賃等助成事業(「相タク」と「福タク」を統合) (町)</td> <td data-bbox="861 996 1013 1153">認知症保険加入事業 (町)</td> <td data-bbox="1021 996 1228 1153">自治会(福祉ネットワーク)の見守り強化支援 (社協)</td> <td data-bbox="1236 996 1404 1153">ハートボラカフェ(ボランティア交流) (社協)</td> </tr> </table>				タクシー運賃等助成事業(「相タク」と「福タク」を統合) (町)	認知症保険加入事業 (町)	自治会(福祉ネットワーク)の見守り強化支援 (社協)	ハートボラカフェ(ボランティア交流) (社協)			
タクシー運賃等助成事業(「相タク」と「福タク」を統合) (町)	認知症保険加入事業 (町)	自治会(福祉ネットワーク)の見守り強化支援 (社協)	ハートボラカフェ(ボランティア交流) (社協)								
	<p>令和元年度</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="534 1232 774 1377">なんでも福祉相談事業(町内4か所目) (社協)</td> <td data-bbox="782 1232 1093 1377">22カフェ(対象:認知症の方とその家族)in よしおか ROBAROBA開始! (社協)</td> <td colspan="2" data-bbox="1101 1232 1404 1377">行こう! いこいの家八幡事業開始毎月1回 (社協・老人福祉センター)</td> </tr> </table>				なんでも福祉相談事業(町内4か所目) (社協)	22カフェ(対象:認知症の方とその家族)in よしおか ROBAROBA開始! (社協)	行こう! いこいの家八幡事業開始毎月1回 (社協・老人福祉センター)				
なんでも福祉相談事業(町内4か所目) (社協)	22カフェ(対象:認知症の方とその家族)in よしおか ROBAROBA開始! (社協)	行こう! いこいの家八幡事業開始毎月1回 (社協・老人福祉センター)									
	<p>平成30年度</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="414 1456 710 1612">生活支援体制整備事業地域の助け合い活動の創出に向けた勉強会 (町/社協)</td> <td data-bbox="718 1456 909 1612">夏休み! こども食堂開始 (町)</td> <td data-bbox="917 1456 1212 1612">夏休み!小中学生認知症カフェお手伝いボランティア (社協)</td> <td data-bbox="1220 1456 1404 1612">サロン体験交流会 (社協)</td> </tr> </table>				生活支援体制整備事業地域の助け合い活動の創出に向けた勉強会 (町/社協)	夏休み! こども食堂開始 (町)	夏休み!小中学生認知症カフェお手伝いボランティア (社協)	サロン体験交流会 (社協)			
生活支援体制整備事業地域の助け合い活動の創出に向けた勉強会 (町/社協)	夏休み! こども食堂開始 (町)	夏休み!小中学生認知症カフェお手伝いボランティア (社協)	サロン体験交流会 (社協)								
	<p>平成29年度</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="303 1691 502 1836">生活支援体制整備事業開始・協議体の設置 (町/社協)</td> <td data-bbox="510 1691 678 1836">認知症地域支援推進員配置 (町/包括)</td> <td data-bbox="686 1691 853 1836">認知症初期集中支援チーム設置 (町/包括)</td> <td data-bbox="861 1691 1053 1836">地域福祉交流拠点施設(よしおかROBAROBA)完成 (町)</td> <td data-bbox="1061 1691 1252 1836">第2号認知症カフェ(元気になるカフェ)in よしおか ROBAROBA開始(社協)</td> <td data-bbox="1260 1691 1404 1836">助けあいの町づくり合同サロン (社協)</td> </tr> </table>				生活支援体制整備事業開始・協議体の設置 (町/社協)	認知症地域支援推進員配置 (町/包括)	認知症初期集中支援チーム設置 (町/包括)	地域福祉交流拠点施設(よしおかROBAROBA)完成 (町)	第2号認知症カフェ(元気になるカフェ)in よしおか ROBAROBA開始(社協)	助けあいの町づくり合同サロン (社協)	
生活支援体制整備事業開始・協議体の設置 (町/社協)	認知症地域支援推進員配置 (町/包括)	認知症初期集中支援チーム設置 (町/包括)	地域福祉交流拠点施設(よしおかROBAROBA)完成 (町)	第2号認知症カフェ(元気になるカフェ)in よしおか ROBAROBA開始(社協)	助けあいの町づくり合同サロン (社協)						
<p>平成28年度</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="191 1915 359 2072">生活困窮者自立相談支援事業開始 (社協)</td> <td data-bbox="367 1915 630 2072">健康 No.1プロジェクトの自治会活動として、各種運動教室等を実施(町)</td> <td data-bbox="638 1915 805 2072">認知症の方を支えるまちづくり座談会 (社協)</td> <td data-bbox="813 1915 1029 2072">認知症の方を支える【ささえ隊・もてなし隊】結成 (社協)</td> <td data-bbox="1037 1915 1220 2072">第1号認知症カフェ(元気になるカフェ)inJAげんき開始 (社協)</td> <td data-bbox="1228 1915 1396 2072">認知症サポーター養成講座中学校開始 (社協)</td> </tr> </table>						生活困窮者自立相談支援事業開始 (社協)	健康 No.1プロジェクトの自治会活動として、各種運動教室等を実施(町)	認知症の方を支えるまちづくり座談会 (社協)	認知症の方を支える【ささえ隊・もてなし隊】結成 (社協)	第1号認知症カフェ(元気になるカフェ)inJAげんき開始 (社協)	認知症サポーター養成講座中学校開始 (社協)
生活困窮者自立相談支援事業開始 (社協)	健康 No.1プロジェクトの自治会活動として、各種運動教室等を実施(町)	認知症の方を支えるまちづくり座談会 (社協)	認知症の方を支える【ささえ隊・もてなし隊】結成 (社協)	第1号認知症カフェ(元気になるカフェ)inJAげんき開始 (社協)	認知症サポーター養成講座中学校開始 (社協)						

第4章 地域福祉の推進策

基本目標1：地域や福祉への関心を高める

施策1：地域や福祉に関する情報発信の強化

地域や福祉に関する情報提供を積極的に行うことで、支援や手助けを必要とする人だけでなく、町民一人ひとりが地域に対する関心をもつきっかけとなり、地域福祉の担い手となるよう意識の啓発を行います。

①各種媒体による広報・啓発

情報内容や伝え方の工夫を図りながら、広報・啓発活動を進めていきます。

No.	施策・事業名	内容	主体
1	広報紙やホームページ等の活用	伝えたい情報や対象とする世代に合わせた情報を広報紙・ホームページ・SNS等で発信し、情報提供に努めます。	町社協
2	各種サロン活動等のPR	地域サロン活動について、社協だより、地域のサロンマップ作成等を通じて、地域住民へのさらなる周知を図ります。	社協
3	ボランティア活動等のPR	地域で活躍できるボランティアになるように、ボランティア広報紙やホームページなどを利用して活動をPRします。	社協
4	地域福祉活動見える化プロジェクト	社協職員を地域の担当制とすることにより、地域の社会資源や課題を把握し、福祉活動マップ、パンフレット、ホームページ等により情報発信を行います。 一人でも多くの町民が関心をもてるように、役場庁舎や各公共施設に地域福祉活動のパネル展示をするなど、伝え方の工夫に取り組んでいきます。	町社協

②催し物やイベントによる広報・啓発

地域福祉や健康づくりに関する催し物などを通じ、福祉への理解を広めていきます。

No.	施策・事業名	内 容	主体
5	地域福祉に関する催し	町内のボランティア活動や福祉団体、自治会の地域福祉活動等を「福祉バザー」等で紹介し、理解を広めていきます。	社協
6	共同募金運動	赤い羽根募金(方法：個別・学校・イベント)、歳末たすけあい募金(方法：個別・法人・イベント)について「ふるさと祭り」等で紹介し、募金の必要性を伝え、町民・法人の福祉への理解、協力の促進を図ります。	社協
7	健康づくりに関する催し	楽しみながら健康づくりにも関心をもてるように「運動・食事・こころの健康」をテーマに開催している「よしおか健康まつり」や「健康 No. 1 講演会」等を通じて、健康づくりに関する意識を高めていきます。	町
8	障害者に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者のつどい事業 新春コンサート」など障害のある人もない人も、実際にふれあい、障害者への理解を深める機会づくりを進めます。 ・県と連携し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。 	町社協

③身近な福祉を知る各種講座等の開催

福祉サービスに関する講座等を通して、支援を必要とする人が身近にいることを知らせることで、誰もが地域福祉の担い手となるよう働きかけを行います。

No.	施策・事業名	内 容	主体
9	各種講座の活用	各種福祉制度などについて学ぶ機会として、県や教育機関が提供する講座情報を提供します。	町
10	地域福祉勉強会	地域福祉について学び、話し合う場を地域ごとに実施します。また、新型コロナウイルス感染症防止の観点から Web 会議システム等を活用した勉強会や講座を検討していきます。	社協
11	認知症に関する普及啓発	認知症に関する正しい知識を伝え、地域で支えあうために、広報紙・ホームページ等での周知や「認知症講演会」「認知症サポーター養成講座」を地域や企業、学校等と連携しながら実施し、サポーターの活躍の場を検討していきます。また、若年性認知症に関する理解が地域全体に広まるように、普及啓発を行っていきます。	社協(委託)
12	手話の普及と利用の促進	手話の理解と普及の促進、ろう者が手話を使いやすい環境づくりのため「手話奉仕員養成研修事業(入門・基礎課程)」を実施し、手話奉仕員の養成並びに活躍の場を検討していきます。	社協(委託)

施策2：地域福祉活動の担い手の発掘・育成

地域福祉活動の実践は、地域住民やボランティア、サービス事業者など、多くの担い手によって行われます。ボランティア活動や支えあい活動への参加を促進していくために、総合的な福祉学習の推進に努めます。

①学校、地域などへの福祉教育の充実と人材発掘

将来の福祉・介護人材の確保を図るとともに、地域福祉の担い手となる人材を発掘、育成するため、学校や地域における福祉に関する様々な学習の機会を確保し、福祉教育の推進を図ります。

No.	施策・事業名	内容	主体
13	学童・生徒のボランティア普及事業	福祉学習の中でボランティア体験や活動を通じ、ボランティアの大切さを学ぶ機会をつくります。 学校と連携し、吉岡町学童クラブや部活動を通じてボランティアクラブ及びボランティア部を発足します。	学校 社協
14	福祉体験（高齢者疑似体験、車いす・手話等）の協力	高齢者や障害者の現状や関わり方について、相手の立場に立って自分ができること、人の役に立つことの喜びについて体験的に学ぶ機会をつくります。 また、子どもたちが学んだことを、保護者や地域の大人たちに伝える場や機会について検討します。	社協
15	認知症サポーターキッズ養成講座	小中学生の理解度に合わせて講座を開催し、子どものときから認知症を正しく理解し、担い手となる機会をつくります。	社協 (委託)
16	退職者地域デビュー事業の実施	退職者や転入者が地域との接点がないままに閉じこもりになってしまうことがないように、得意分野ミニ講座を開催します。また、得意分野の講座で講師を務めてもらうなど、経験等を活かした活動の場を提供します。	町

②介護・福祉を支える人材確保

介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て支援サービスなど、介護・福祉人材の確保するため、仕事の魅力を伝えるとともに、人材の確保・定着を支援する取組を進めます。

No.	施策・事業名	内容	主体
17	介護人材の確保・定着を支援する取組の検討	研修の受講に要した費用（介護職員初任者研修、介護福祉士の資格取得のための実務者研修及び介護技術講習等）の一部助成を検討するとともに、介護施設等が外国人介護人材を受け入れるにあたり、町としての支援策を検討します。	町
18	関係機関との協働イベントの検討	福祉関係等事業者やハローワーク等と協力し、就職説明会等の共同イベントの開催を検討するとともに、群馬県福祉マンパワーセンターの「福祉の仕事フェア」等の情報提供を行います。	町

施策3：地域福祉活動団体とのつながりの強化

自治会や地域活動団体、ボランティア団体など、それぞれの地域課題に応じた活動をさらに推進していくために、各活動に対する支援を行うとともに、地域という共通の場で、情報交換をはじめとした地域福祉活動に関わる人や団体間での連携を強化します。

①交流・情報交換の機会（福祉ネットワーク）の充実

高齢や障害などにより支援を要する方々への地域ぐるみのシステムを構築するため、町全体や各地域において地域のネットワークを構築します。

No.	施策・事業名	内容	主体
19	地域福祉ネットワーク事業	社協職員を各地域の担当制とし、地域の様々な組織・人材・施設・事業所等の社会資源を活用し、高齢者や障害者など支援を必要とする人に対して、地域ぐるみの支援システムを構築していきます。	社協 町民
20	ボランティア連絡協議会の設立	ボランティア相互の交流、啓発、情報交換や連絡調整を図ることを目的としてボランティア連絡協議会を設立し、ボランティア活動の振興とその活性化を図っていきます。	社協
21	地域福祉活動団体見守り活動の促進	各地域福祉活動団体の連携をはじめ、ふだんの活動から見守り・安否確認ができる体制づくりを推進し、情報共有の構築等を強化していきます。	社協



小学生認知症カフェボランティア



認知症サポーターキッズ養成講座

基本目標 2：いきいきと暮らせる地域をつくる

施策 4：地域における健康づくり・介護予防活動の推進

「自分の健康は自分で守る」という基本的な意識のもと、町民の健康意識の高揚と健康づくりを推進します。

また、生涯を通じて元気に活動できるよう、町民一人ひとりが健康寿命を意識し、尊厳と生きる喜びをもって生涯をいきいきと過ごすために、コロナ感染症防止に配慮しながら、介護予防事業の積極的な推進を図っていきます。

①地域における健康づくり活動の支援

地域ぐるみや町民同士の交流を通じての健康づくり活動を推進していきます。

No.	施策・事業名	内容	主体
22	よしおか健康 No. 1 プロジェクト	町、自治会連合会、健康推進協議会が連携し、「自治会」の自主的な健康づくり活動（よしおか健康ポイント事業への協力、体力測定会及び結果説明会、健康ウォーキング（ハイキング）、ラジオ体操等）を支援していきます。	町
23	老人福祉センターでの健康づくりの推進	老人福祉センターを健康づくりの場として位置づけ、自主的な「鬼石式筋トレ」の実施やラジオ体操などを開催し町民が自らの健康意識に基づき、興味のある教室に自由に参加できる体制を整えます。	町社協 (指定管理)

②地域における介護予防の支援

高齢者が身近な地域で介護予防に取り組みやすいように、地域での自主的な介護予防活動を支援していきます。

No.	施策・事業名	内容	主体
24	地域での自主的な介護予防の推進	運動と認知症予防を組み合わせた「コグニサイズ [※] 」や、「鬼石式筋トレ」、運動指導のDVD活用など、地域での筋トレの充実を図ります。 介護予防サービスのための「通いの場」運営をコーディネートする「生活支援コーディネーター」の配置し、状況把握や支援を行っていきます。	町社協 (委託)
25	介護予防・生活支援サービスの充実	生活機能が低下している予防事業対象者及び要支援 1・2の方に対し、要介護状態等となることの予防を支援します。	町

[※]コグニサイズ：コグニション（認知）とエクササイズ（運動）を組み合わせた造語で、頭で考えるコグニション課題と身体を動かすエクササイズ課題を同時に行うことで、脳と身体の機能を効果的に向上させることが期待される。

施策5：社会参加・生きがいつくりの促進

誰もが、地域の中で、気軽に集い、学び、地域活動に参加できる場や機会の充実により、町民が生きがいを感じることでできるまちづくりを進めていきます。

①地域における生きがい活動支援

町民参画の各種イベントの開催により、多くの町民が町の魅力を実感することのできる場や機会を充実します。

No.	施策・事業名	内容	主体
26	生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の促進	高齢者、障害者、子育て中の方、ひとり親世帯など、参加しづらい人に配慮をして、すべての人が参加しやすいプログラムの充実と環境整備を図っていきます。	町
27	高齢者の生きがいつくりの促進	老人福祉センター主催事業、趣味の会（編み物・フラダンス等）の発展・創設を応援し、自分に合った趣味による生きがいつくりを促進します。	町 社協 (指定管理)
28	障害者のまちづくり・地域活動への参画促進	障害者団体の自主的な活動を支援するとともに、団体への加入を促進します。また、障害者のまちづくりや町政への参画を進めるとともに、各種地域団体との連携を深め、地域活動等への参加の促進を図ります。	町

②高齢者や障害者などへの就労支援

国（農林水産省）では、農業等で障害者の就労を支援する「農福連携[※]」の後押しに取り組んでいます。また、障害者だけではなく、高齢者や更生保護の対象者等に対する就労支援にも取り組んでいきます。

No.	施策・事業名	内容	主体
29	障害者の就労支援	障害者が地域で自立した生活が送れるよう、企業や町民への啓発を図ります。また、障害者の雇用の経験がない企業や一般就労の経験がない人の双方の不安を解消し、雇用・就労意欲を高めるなど、一般就労を促進するための支援を充実していきます。	町
30	高齢者の雇用促進	シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の雇用促進を図ります。	町
31	協力雇用主登録促進事業	罪や非行を犯した人たちが更生するために必要な就労先の確保に向け、協力雇用主、保護司、ハローワークなど、関係機関と連携し協力雇用主の登録促進を図ります。	町 社協

[※]農福連携：障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいつくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

施策6：サロン活動等による交流促進

「一人暮らしの高齢者でも」「介護が必要になっても」「障害があっても」「子育て中でも」「家族の介護をしていても」、地域で生活をしている様々な人が、心地よさを感じる居場所づくりを促進します。

①地域におけるサロン等の充実

地域福祉交流拠点施設（通称：よしおか ROBAROBA）や地域の集会施設等を最大限に活用し、サロン等の集い・交流の場の充実を図ります。

No.	施策・事業名	内容	主体
32	認知症カフェの推進・拡大	認知症があっても認知症でなくても、子どもから大人まで、誰もが交流できる居場所として、認知症サポーターの協力により実施する「元気になるカフェ」、また、認知症の方とその家族が、認知症や介護などの専門職や介護経験者の方と交流できる場である「22カフェ」の推進及び強化、拡大を図ります。 各事業は、地域福祉交流拠点施設（通称：よしおか ROBAROBA）で開催しています。	社協 町民
33	地域福祉交流拠点施設（通称：よしおか ROBAROBA）利用促進	地域福祉を推進する交流拠点施設として、多くの町民の方に利用していただける体制づくりの整備、周知を行い、交流の機会を増やしていきます。	町 社協
34	ふれあい・いきいきサロン推進事業(高齢者・子育て・共同)の拡大	町内の集会施設等で、地域住民や団体の協力のもと交流・軽運動等を楽しむ場所である「高齢者サロン」「子育てサロン」「世代を超えた共同サロン」の後方支援として、講師派遣や外出支援、職員の出前講座、代表者交流会等を実施しています。 地域サロンの町全体への拡大を図るため、後継者の育成や活動内容の充実を図ります。また、社協だよりを通じて、地域住民へのさらなる周知を図ります。	社協 民児協 町民
35	子ども食育食堂	吉岡町学童クラブを利用していない小学校5・6年生を対象に、管理栄養士から食べ物について学びながら食事をする「こども食育食堂」を、夏休みに地域福祉交流拠点施設（通称：よしおか ROBAROBA）で開催しています。	町
36	子どもの居場所・遊び場の充実	児童館の整備・充実を図るとともに、放課後の学校施設の地域開放、中・高校生が地域で交流・活動できるよう居場所づくりを進めます。	町

②交流の機会の充実

ともに生きる地域づくりを進めるため、障害のある人もない人もともに理解を深めあえるように、地域での様々な交流の機会づくりを促進します。また、一人暮らし高齢者や家族介護者等が、地域で孤立化することがないように、交流の機会の充実や、訪問等による安否確認活動を推進していきます。

No.	施策・事業名	内容	主体
37	地域交流・世代間交流	「小中学校への高齢者の訪問」「子どもたちとのふれあい教室」「福祉バザー開催」「一人暮らし高齢者保養事業」等を推進していきます。	町社協
38	支援が必要な人やその家族の集いの場	「家族介護者交流事業」「障害児・者交流事業」等、家族等を含めた交流の機会の充実を図ります。	町社協
39	地域の施設を活用した交流	地域の交流の場として、児童館・隣保館・老人福祉センター等の施設を活用した交流を推進していきます。	町
40	傾聴ボランティア派遣事業	日頃から話をする機会の少ない高齢者を対象に、話し相手など孤独や不安を軽減させて充実した日常生活を過ごせるよう支援します。	社協



民生委員・児童委員協議会による子育てサロン



よしかROBAROBAを活用した認知症カフェ事業(元気になるカフェ)

施策7：ボランティア活動の推進

町民一人ひとりがもっている技能や経験を活かした地域福祉活動やボランティア活動に参加し、それらの力を必要としている人に対する適切な手助けとなり、継続的な活動が展開されるように、社協が中心となって、各種地域福祉活動の支援をしていきます。

①ボランティア活動等への支援

吉岡町には様々なボランティア組織があります。介護保険等の公的サービスの充実と合わせてボランティアによる見守り活動や地域参加（活動）が不可欠です。

No.	施策・事業名	内容	主体
41	ボランティアセンターの設置	ボランティアに関する相談窓口は、社協が行っています。町民にわかりやすくボランティア情報を発信し、新たなボランティア活動の発掘、人材確保や育成、継続を促すため、ボランティアセンターを設立し、ボランティア支援を行います。また、ボランティア活動の周知と理解を深めるための学習会の開催、近隣市町村のボランティアとの情報交換等を支援します。	社協
再掲 20	ボランティア連絡協議会の設立	ボランティア相互の交流、啓発、情報交換や連絡調整を図ることを目的としてボランティア連絡協議会を設立し、ボランティア活動の振興とその活性化を図っていきます。	社協
42	ボランティア活動の活性・継続支援	町民がボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、支援体制整備をはじめ、町内のボランティア活動紹介や情報提供、ボランティア養成講座等を開催します。また、町内各ボランティア団体及び社協事業の担い手でもあるボランティアへの後方支援や研修、気軽に立ち寄り情報交換や仲間づくりの場である「ハートボラカフェ」を通じた支援をしていきます。	町 社協
43	ボランティアの憩いの場 (ハートボラカフェ)	日頃よりそれぞれの場所や分野で地域のために活躍されている皆様のほっとひととき気軽に立ち寄れる・集まれる場及び情報交換や仲間づくりの場を提供しています。社協職員が聞き手となり、皆様からの「あったらいいな」や「得意なこと・好きなこと・できること」と、ボランティア人材を結びつけ、新たなボランティア活動の創出を目的としています。	社協

基本目標 3：誰もが安心して暮らせる地域をつくる

施策 8：日頃の見守り活動の推進

高齢者や障害者、子育て中の家庭など、すべての町民が安心して暮らせるよう、日頃からの支えあい・助けあいを地域で展開していくため、「声かけ運動」を促進するとともに、地域と一緒に体制の充実を図ります。

①見守りのための各種事業の推進

一人暮らし高齢者等に対する安否確認や見守り関連事業を推進します。

No.	施策・事業名	内容	担当
44	一人暮らし高齢者等の安否確認	「地域見守り支援事業」「地域福祉ネットワークによる見守り」「緊急通報システム事業」「配食サービス」「歳末ささえ愛事業（年越しセットの配食・新年安否確認）」等を推進していきます。	町社協
再掲 19	地域福祉ネットワーク事業	社協職員を各地域の担当制とし、地域の様々な組織・人材・施設・事業所等の社会資源を活用し、高齢者や障害者など支援を必要とする人に対して、地域ぐるみの支援システムを構築していきます。	社協 町民
45	認知症サポーターによる見守り活動の推進	認知症の方や家族をサポートするため、認知症サポーター養成講座の受講を促進します。地域の見守り活動を希望する個人・企業・団体にステッカーを配布し、サポーターがいることの表示を推進します。サポーターの協力による、認知症の方の見守り体制を検討していきます。	町

②ご近所や自治会における取組への支援

向こう三軒両隣や自治会など、地域住民が主体の見守り活動を促進していきます。

No.	施策・事業名	内容	担当
46	地域イベントへの参加の促進	より多くの地域住民が地域での行事やイベントに対して、気軽に参加できるような環境づくりを進めていきます。	町民
47	声かけ・安否確認の促進	各自治会における自立防災組織を中心とした避難行動要支援者の把握、避難訓練を実施することにより支援が必要な人への声かけを進めていきます。	町民 社協

施策 9：災害時における地域の支援体制の強化

地震や豪雨など、各地で災害が多く発生しており、また、災害発生時に一人では避難できない人が増えていることから、災害に備えた体制の強化が急がれます。

「吉岡町地域防災計画」に基づき、民生委員・児童委員や自治会、ボランティア、福祉施設などと連携して、避難行動要支援者の安否確認や情報を伝達するとともに、災害時の助けあい活動に取り組みます。

①災害時における地域の支援体制の強化

災害時の対応では、平素から顔の見える関係づくりが重要であることから、地域の絆を深める取組を行いながら、地域における支援体制の強化を推進していきます。

No.	施策・事業名	内容	担当
48	避難行動要支援者に対する支援体制の充実	町内事業者等と協力し、通常時の見守りや、災害時の物資支援等の優先的供給を図ります。 各自治会組織を通じて「手上げ方式」及び「同意方式」により避難支援希望者の登録を行っていきます。	町
49	障害者に対する防災・災害時避難の対策の推進	自助、互助の助けあいを基本とした避難行動要支援者の支援計画を作成することにより、避難に関する情報伝達体制の整備、プライバシーに配慮した情報の共有及び活用の推進に努め、避難支援体制の具体化を図ります。	町
50	地域における防災訓練の支援	消防団、ボランティア協会の協力を得て各自治会の訓練で炊き出し等の協力支援を行います。	町
51	福祉避難所等の充実	「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（日赤監修）」に基づき福祉避難所の指定拡充に努め、避難行動要支援者の支援体制を強化します。	町
52	総合的な防災対策の推進	地域防災計画に基づき、水や食料等の備蓄を十分確保するとともに、災害時の緊急避難場所や防災無線の整備、ハザードマップ等による防災意識の啓発、関係機関、団体との連絡体制の確保等、迅速・的確に災害対応ができる仕組みづくりに努めます。	町

施策 10：感染症対策等に対応した地域福祉活動の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者等の孤立、休校による子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生して、私たちの「ふだんの暮らし」が失われつつあります。

感染予防を徹底すればするほど、「見守り・居場所づくり・つながりづくりが進まない…」といったジレンマを感じることも少なくありませんが、新しい生活様式や感染症対策に配慮しながら、地域福祉を推進していきます。

①感染症に関する情報提供・生活支援

高齢者や障害者が不安を抱かないように、わかりやすく、適切な情報提供を行うとともに、必要な生活支援を行います。

No.	施策・事業名	内容	担当
53	わかりやすい情報提供	高齢者、障害者等に対しては、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であり情報が届きにくいことが考えられるため、多様な伝達方法を選択して確実に情報提供ができるよう心がけます。	町
54	要支援者に対する生活支援	町は県と連携して在宅サービスが受けられなくなった高齢者、障害者等に対する生活支援や罹患者等で買い物にいけなくなった世帯への支援に努めます。	町

②感染症対策に配慮したサービスの提供・地域福祉の推進

必要なサービスや支援が休止されることがないように事業等との連携を図るとともに、新しい生活様式に合わせた地域福祉を推進していきます。

No.	施策・事業名	内容	担当
55	サービス事業者との連携	介護サービス事業所や障害福祉サービス等と連携し、感染症防止策について周知啓発するとともに、感染症発生時にも必要なサービスを継続できるよう日頃から研修や訓練を実施するよう促していきます。 また、感染症発生時には、感染症に関する情報を速やかに提供し、サービスの継続や代替サービスの確保に向けて、サービス事業所等を支援するよう努めます。	町
56	感染症対策に配慮した地域福祉の推進	感染症の影響下においても、在宅での不活発な生活の長期化による心身機能の低下に対応するため、自宅等においても取り組める活動の周知を行うとともに、感染症拡大に配慮しながら通いの場やサロン等の取組を進めることで地域交流を推進します。	町

施策 11：安全で暮らしやすい生活環境の充実

バリアフリー化の推進や公共交通網の充実により、高齢者や障害者など、誰もが外出しやすい環境を整えるとともに、防犯対策など、安心していきいきと暮らすことのできる環境づくり、福祉の観点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

①バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

多くの人々が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、すべての町民にとって利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン[※]の考え方に立って整備を進めるとともに、公共交通網の充実等により、町民が外出しやすい環境を整えます。

No.	施策・事業名	内容	担当
57	公共施設等のバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインに配慮して、計画的に公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に取り組みます。	町
58	人にやさしいまちづくり・移動手段の確保	障害者や高齢者などが安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができる人にやさしいまちづくりの推進に努めます。また、障害者の状況や外出目的等に応じて、移動を支援するための事業を推進していきます。	町
59	バリアフリー等に関する普及・啓発	公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	町
60	意思疎通支援事業の推進	手話通訳者や要約筆記者等の派遣を実施し、意思疎通を図ることに支障がある町民の意思疎通の円滑化に努めます。	町



※ ユニバーサルデザイン：国籍や年齢、男女の違い、障害の有無などに関係なく、初めから、できるだけ、すべての人が利用しやすい、「まち」や「もの」などをつくるという考え。

②防犯体制の充実

町民の防犯意識を高め、地域の防犯協会や警察など関係機関との連携のもとに、犯罪を未然に防止するための啓発活動を行います。

No.	施策・事業名	内容	担当
61	地域における子どもの見守り活動の推進	子どもへの防犯教育、地域での防犯活動、「子ども安全協力の家」など、犯罪被害から子どもを守る総合的な取組を進めます。	町
62	消費者被害等に関する意識啓発	高齢者や障害者等を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、情報提供及び消費者相談・消費者教育の強化を図ります。	町
63	障害者の消費者トラブルの防止・防犯対策の推進	地域での理解や協力を得ながら防犯活動の充実を促すとともに、未然に防ぐことができるよう防犯知識の周知や情報提供を行っていきます。また、早期発見や事後の苦情・相談体制についても関係機関との連携により強化を図ります。	町
64	地域の自主防犯活動を推進	防犯委員や青少年育成推進員の活動などにより、地域の自主防犯活動を推進します。	町
65	犯罪防止活動の推進	犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護に関する「講演会」、学校との連携などの犯罪予防活動に取り組んでいきます。	町社協

基本目標 4：切れ目のない支援体制をつくる

施策 12：各種サービスの適切な利用の促進

支援を必要としている人が、その人にあった適切なサービスを利用できるように情報提供や相談支援を充実するとともに、介護保険サービスや障害福祉サービスを提供する事業者等との連携により、各種サービス基盤の充実を図り、質の向上に努めます。

①情報提供の充実

福祉サービスや支援が必要な高齢者や障害者をはじめ、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員など地域で福祉活動を行う団体等と連携し、個人情報に配慮しながら、地域活動を通じた人から人へ伝える情報提供を推進します。

No.	施策・事業名	内容	担当
66	わかりやすい情報提供	町の広報紙やホームページ、社協だより、社協ホームページなど様々な媒体を活用し、複雑化する福祉サービスの内容が理解できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。また、ホームページを利用するすべての人が、ホームページで提供される情報に支障なくアクセスし利用できるようアクセシビリティの確保、向上を目指します。	町 社協
67	情報のバリアフリー化	情報のバリアフリー化として、視覚・聴覚に障害のある人、高齢者など、受け手に合わせた情報提供手段を選び、必要な人に必要な情報提供をします。	町 社協

②相談支援体制の充実

町民が地域の身近なところで気軽に相談することができるように、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知と機能の充実に努めるとともに、民生委員・児童委員などと連携した相談体制の充実を図ります。

No.	施策・事業名	内容	担当
68	地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です。高齢者自身だけでなく、家族等の相談にも対応しています。高齢者の総合相談窓口としてのPR、相談機能の強化を図るとともに、地域の関係機関・団体と連携を密にし、各種サービスや社会資源を有効に活用することができるよう地域のネットワークの構築を図っていきます。	町社協(委託)
69	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ないサポートを行う総合相談窓口として充実を図ります。	町
70	障害者に対する相談支援・サービス利用支援	障害者が、身近な地域で悩みや生活課題について相談することができ、障害者施策やサービスの情報を理解し、自らの意志決定に基づき、適切な支援を受けられるように相談支援体制の充実を図ります。さらに、障害者自身の高齢化や、介助をする家族の高齢化に伴い、介護保険制度への円滑な移行と、地域包括支援センター等との連携強化に取り組みます。	町
71	民生委員・児童委員の活動支援	地域福祉の担い手として、支援の必要な人と地域や関係機関などとの「橋渡し」の役割を果たせるよう、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり、身近な相談者となるよう支援します。	社協
72	社協出張相談の推進	地域の集会所等にて、社協専門職を中心とし、自治会役員や民生委員・児童委員の協力のもと、地域住民が歩いて相談に来られる出張相談を推進します。	社協
73	なんでも福祉相談事業の利用促進	群馬県ふくし総合相談支援事業は、社会福祉法人による地域貢献推進事業です。「8050問題」など家庭で抱える問題が複雑化・複合化している中で、どこに相談したらよいかわからないといった子どもから高齢者までの生活や福祉に関する困りごとを受け付ける相談窓口の周知・利用促進を図ります。	社会福祉法人
74	各種生活相談の充実	町民の様々な生活課題に対して気軽に相談ができるように、「地域包括支援センター」「人権・行政・無料法律相談」等の充実を図ります。	町
75	相談員の充実	福祉専門職が各種研修に参加したり、ネットワークを強化することにより相談支援技術を高めることで、町民が安心して相談できる福祉専門職を増やしていきます。	町社協

③サービス提供基盤の充実・質の向上

介護保険サービスをはじめとして、民間事業者が多くの福祉サービスを担っていることから、民間事業者との連携を密にしながらサービス基盤の充実を図るとともに、サービスの質の向上の促進に努めます。

No.	施策・事業名	内容	担当
76	サービス事業者との連携	介護サービスや障害福祉サービス事業者との情報の交換など、連携体制の確保に努め、サービスの質の向上を推進します。	町
77	多様な保育サービスの提供	保護者の多様化した就労などに対応し、就学前保育や幼児期の教育、吉岡町学童クラブの充実に努めます。	町
78	福祉サービス第三者評価制度の受審を促進	サービス内容等の情報公開や、町内の福祉サービスの提供者に対して群馬県社会福祉協議会が行っている福祉サービス第三者評価制度の受審を促進します。	町
79	介護保険サービスの質の向上	サービス事業者やケアマネジャーとの連携により、さらなるサービスの質の向上に取り組むとともに、万一、利用者にとって不適切な対応があった際に、苦情窓口等に関する周知を図り、適切に対応をしていきます。	町

高齢者の総合相談窓口

相談無料 秘密厳守

吉岡町地域包括支援センター

高齢者のみなさんの困りごとや心配ごとはなんでもご相談下さい。

ご本人・ご家族・ご友人どなたでも



地域の運動教室や気軽に寄れる場所近所に何かないかしら？



最近もの忘れがひどくて、支払いや手続きが大変だ…



車の運転やめただけど、これから買い物かどうしよう…



介護保険や町のサービスについて知りたい。



認知症について聞いてみたい…



本人は「まだ大丈夫」と言っているが、やっぱり心配だ。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、介護サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護など、さまざまな面から専門職がチームで総合的に支援し、高齢者の生活を支える総合機関です。

チームで支援



センター長 看護師 主任ケアマネジャー 保健師 社会福祉士 精神保健福祉士

【電話・FAX・メール・来所、お気軽にご連絡下さい。必要な場合は、ご自宅にも伺います。】

☎0279-54-4323

※時間外は携帯に転送されます
FAX 0279-54-3673
✉ yosi.kaiho@zpost.plala.or.jp

【開所時間】 月～金曜日（祝祭日・年末年始除く）
午前8時30分～午後5時15分

◀ホームページQRコード
業務内容や地図等の詳細あり



〒370-3604 吉岡町南1333-4



なんでも福祉相談事業 町内4か所

施策 13：生活支援サービスの充実

介護保険制度や障害者総合支援法による法的サービスでは十分に対応できない生活上の支援が必要な一人暮らし高齢者や障害者及びその家族介護者に対して支援を行い、安心して自立生活を維持できる環境づくりを進めます。

①外出等の日常生活の支援

高齢者や障害者が通院や買い物等に外出できるよう、公共交通の利便性向上に向けた取り組みとともに、各種移送支援等により、閉じこもりを予防し、生活しやすい町を目指します。

No.	施策・事業名	内容	担当
80	移送ボランティアサービス	一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方で、通院や買い物等への交通手段のない方に対し、外出する機会を確保し、ひきこもり等にならないよう支援します。 高齢者のみの世帯が増加し、ニーズが高まっていることから、協力ボランティアの確保に努めます。	社協
81	福祉車両貸出し事業	高齢又は障害で歩行が困難な方や肢体不自由により車いすを使用している方等に、リフト付き自動車の無料貸出しを行い、快適な外出の機会を増やします。	社協

②生活を支える各種福祉サービスの充実

日常生活の支援のためサービスの充実を図ります。

No.	施策・事業名	内容	担当
82	高齢者の在宅の暮らしを支える支援	介護保険制度では十分に対応できない生活上の支援が必要な一人暮らし高齢者や家族介護者に対して、「紙おむつ購入助成事業」「日常生活用具給付」「福祉機器貸出し事業」等の支援を行い、安心して自立生活を維持できる環境づくりを進めます。	町
83	子育て世帯の育児負担の軽減	吉岡町学童クラブや各種事業、産前・産後訪問事業等を活用し、育児負担の軽減に努めます。	町
84	障害者の地域生活を支えるサービスの充実	グループホーム等の居住の場の確保・拡充や、緊急時や一時的な休息、医療ケアに対応できるサービス等の充実を図り、地域移行の促進や、家族の高齢化に対応するための体制整備に努めます。	町
85	家庭における子育て支援	子どもや子育てについての悩みや不安の軽減、解消のために、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた相談・情報提供や、保護者の学習機会・交流の機会の充実を図ります。	町

③地域における支えあい制度の推進

地域住民の「手助けできること」と「手助けしてほしいこと」を結ぶ仕組みを強化します。

No.	施策・事業名	内容	担当
86	介護予防・日常生活総合支援事業の推進	支援が必要ではあるが、比較的軽度な方は、地域住民の力を借りながら生活支援を行う仕組みを構築していきます。	町
87	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	<p>児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。</p> <p>本町では、渋川市、榛東村と合同で「しぶかわファミリー・サポート・センター」を運営しています。</p> <p>本事業は、一時預かりなど有効な事業であることから、特に、提供会員を増加させるために、PR等を強化します。</p>	町

施策 14：権利擁護の推進

あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制を町全体でつくっていきます。

①人権啓発・人権教育の推進

年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず生きにくさを感じている方々が自らの権利を理解し、声をあげることができるよう、権利意識の醸成に努めます。

No.	施策・事業名	内容	担当
88	心のバリアフリーの推進	人権作文集「明るい吉岡町」の作成等により人権について理解を深め、心のバリアフリーを推進します。	町
89	障害者に対する理解と差別解消	障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念といった物理的及び意識上の障壁や差別を解消するため、障害者及び障害の特性について、多様な啓発広報活動や研修、福祉教育を推進します。	町
90	子どもの権利・意見の尊重	子どもの権利を尊重する意識を広め、権利擁護の体制を整備するとともに、地域住民の一人として、子どもが主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくりに努めます。	町

②虐待やDV防止の取組

高齢者・障害者・児童等に対する虐待防止法により、それぞれの支援会議等を開催して、虐待の予防についての普及啓発と虐待発生時の迅速な対応に努めます。

No.	施策・事業名	内容	担当
91	虐待防止等に関する啓発	高齢者や障害者、子ども等に対する虐待の定義、認知症やDVなどへの理解を進めるための啓発を行います。	町
92	虐待防止・早期対応のための支援体制の強化	<p>○高齢者虐待防止ネットワーク協議会 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会の定期的な開催や、必要に応じて実務者会議を開催するとともに、関係機関との連携を強化します。</p> <p>○障害者虐待防止センター 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき渋川市、榛東村と共同で設置した「障害者虐待防止センター」（特定非営利相談活動法人渋川広域障害者保健福祉事業者協議会へ事業委託）を中心に、虐待防止に向け、情報の収集や啓発に努めます。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会 子どもへの虐待の防止、早期発見とともに、相談支援等を通じて保護者の不安解消に努めます。また、関係機関との連携の充実を図ります。</p>	町

③成年後見制度等の利用促進

精神上的の障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない人の保護を図りつつ、自己決定権の尊重ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。

No.	施策・事業名	内容	担当
93	日常生活自立支援事業	認知症高齢者等の判断力が不十分な人が地域で自立して生活をするため、介護保険サービスや生活支援サービスが利用できるよう、各種サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。	社協
成年後見制度利用促進基本計画			
94	ネットワークづくり	成年後見制度推進のため、中核機関を設置し（社協）、地域連携ネットワークの体制を構築します	町 社協
95	成年後見制度に関する普及啓発	町民の権利擁護意識を高め、また、成年後見人制度の理解促進を図るため、広報紙等により成年後見制度に関する普及啓発を行います。	町
96	成年後見制度に関する相談支援	専門職団体や地域包括支援センター、医療・介護関係者、障害者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。	町
97	成年後見制度利用支援	身寄りのない高齢者や障害者に係る町長申立てや低所得の高齢者や障害者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。関係者向けに積極的に制度の周知を図り、利用を促進します。	町
98	親族後見人等に対する支援	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。	町
99	市民後見の育成の検討	成年後見制度において、後見人のなり手不足が懸念されていますが、それらの解消と、地域での生活を身近な町民が支える仕組みを構築するために、親族や専門職以外の同じ地域に住む住民が市民後見人として活動できるよう、養成に取り組めます。	町
100	法人後見人の促進	障害者等支援の長期化が想定される場合、切れ目なく支援が提供できるよう、法人後見人の促進策について検討します。	町

施策 15：自立に向けた支援体制の強化

①生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法は、社会経済の構造的な変化による生活保護受給者や生活困窮にいたるリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護にいたる前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものであり、生活困窮者の自立を支援します。

No.	施策・事業名	内容	担当
101	生活困窮者等の把握	潜在的困窮者（すでに困窮している人）や困窮リスクが高い人（これから困窮しそうな人）の把握を、様々な事業の機会を活用するなど適切な方法を検討して実施します。	町社協
102	関係機関との連携による自立促進	生活困窮者、低所得者に対しては、適切な保護に努めるとともに、群馬県社会福祉協議会、ハローワーク（公共職業安定所）等と連携して自立を促進していくための相談体制の充実に努めます。	町社協
103	生活資金等の貸付	生活資金等に関して「生活福祉資金事業相談窓口」「善意銀行貸付事業」等による支援を行います。	社協
104	住居の確保のための取組	住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を可能とすることを目的に、関係機関による支援を行います。	町社協
105	子どもの貧困対策	児童手当の支給や医療費の助成、保育料の助成などに取り組んできましたが、今後も、国・県へ制度の充実を要望しながら、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。 中学生への学習支援を群馬県から委託を受けた NPO 法人（ボランティア）が行っています。	町社協

②制度の狭間となる人への支援

ひきこもり状態にある人や若年無業者^{*}など、日常生活や社会参加、就労に向けて困難を有する人の中には、既存の制度に明確に位置づけられていないものの、何らかの支援を必要とする人がいます。

こうした制度の狭間にある人への対応について、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行うことができるよう、保健医療、就労、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、包括的な支援体制を構築します。

No.	施策・事業名	内 容	主体
再掲 73	なんでも福祉相談事業の利用促進	群馬県ふくし総合相談支援事業は、社会福祉法人による地域貢献推進事業です。「8050 問題」など家庭で抱える問題が複雑化・複合化している中で、どこに相談したらよいかわからないといった子どもから高齢者までの生活や福祉に関する困りごとを受け付ける相談窓口の周知・利用促進を図ります。	社会福祉法人

③再犯防止支援

犯罪をした人々の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発については、保護司会と連携して取り組みます。

No.	施策・事業名	内 容	主体
再犯防止推進計画			
106	更生保護活動の支援	保護司会や更生保護女性会の協力のもと、更生保護活動の普及・啓発を支援します。	町社協
107	再犯防止に関する意識醸成・周知啓発	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域力を高めるため、社会を明るくする運動等を支援し、再犯防止に関する意識醸成や周知啓発を図ります。	町社協
再掲 65	犯罪防止活動の推進	犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護に関する「講演会」、学校との連携などの犯罪予防活動に取り組んでいきます。	町社協

^{*} 若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

施策 16：福祉関係等事業所間の連携

社会福祉法人は社会福祉法に基づき、地域における公益的な取組を実施する責務があり、特定の社会福祉事業の領域に収まることなく、様々な地域の生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されます。

また、福祉サービスを提供する事業者は良質なサービスを提供することや、今後、ますます多様化する地域福祉のニーズに対応するため、自らも地域社会の一員であることを認識し、社会貢献活動や地域活動への参加促進に努めることが期待されます。

①福祉関係等事業所間の連携体制の構築

高齢、障害、児童など福祉の各分野の相談支援機関や事業所が連携を密にし、顔の見える関係を構築することで、分野横断的に適切な支援関係機関につなぎ、多機関の協働による包括的な支援体制を構築します。

No.	施策・事業名	内容	担当
108	地域ケア会議※の充実（高齢者）	地域の医療・介護等の多職種（医師、歯科医師、薬剤師、ソーシャルワーカー、訪問介護員、理学療法士、民生委員等）が協働して、地域ケア会議を開催することにより個別ケースや生活圏域レベルの課題を共有し、高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図ります。	町
109	自立支援協議会の開催（障害者）	地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。	町
110	連絡協議会の設置を検討	地域の社会福祉法人をはじめ、福祉関係等事業所との連絡協議会を設置し、情報共有、連携事業、社会資源の開発を実施します。	社協
111	共同イベントの検討	福祉関係等事業所で協力し、福祉イベントの開催を検討します。	社協

※地域ケア会議：保健、医療、福祉・介護関係者により構成し、介護予防・生活支援サービス、介護サービス等の調整及び総合的な推進を図る。

②社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進

平成 28 年に社会福祉法の一部改正が行われ、社会福祉法人の新たな義務として「地域における公益的活動」や「地域公益事業（地域貢献活動）」が位置づけられました。また、近年、民間企業においても、株式会社や NPO 法人など多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進むほか、様々な形で社会貢献活動が行われています。

これらの社会貢献事業等との連携を強化し、多様化、複雑化・複合化する福祉ニーズの充足を図るとともに、多様な主体を巻き込んだ地域共生社会の実現を目指します。

No.	施策・事業名	内容	担当
112	社会福祉法人の地域公益事業の推進	社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定を支援するとともに、地域公益事業のさらなる推進を図ります。	町社協
113	企業による地域貢献事業の推進	民間企業による地域社会への協調・貢献を促進するため、企業自らが行う地域コミュニティイベントや文化、教育活動に対し、費用の一部を助成します。	町社協



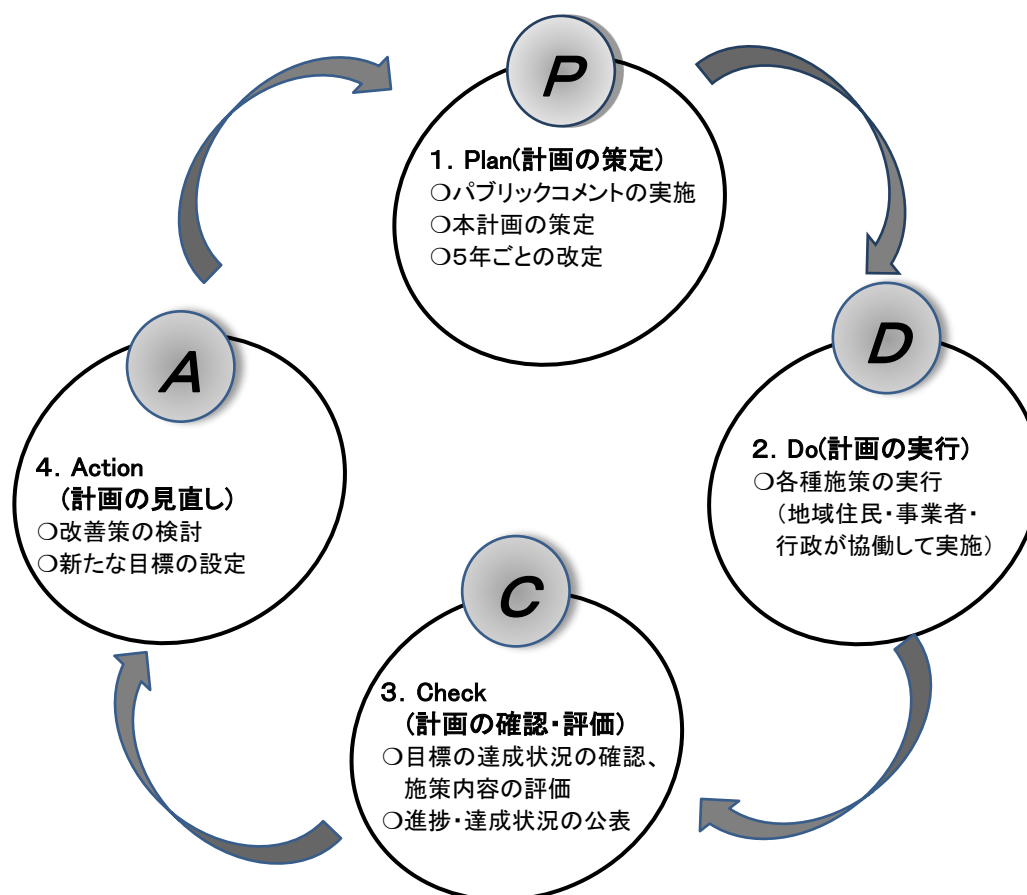
第5章 計画の進行管理（点検と評価）

計画の進行管理については、他の福祉関連計画などとも連携を図りながら、点検・評価を行っていきます。

計画の点検・評価については、PDCA サイクルに基づき、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れにより進めます。

また、地域福祉に関する情報は、町及び社協の広報紙やホームページなどを活用して、広く町民に周知していきます。

■PDCA サイクルによる計画の進行管理



資料編

資料 1 福祉の分野別計画の概要（施策体系）

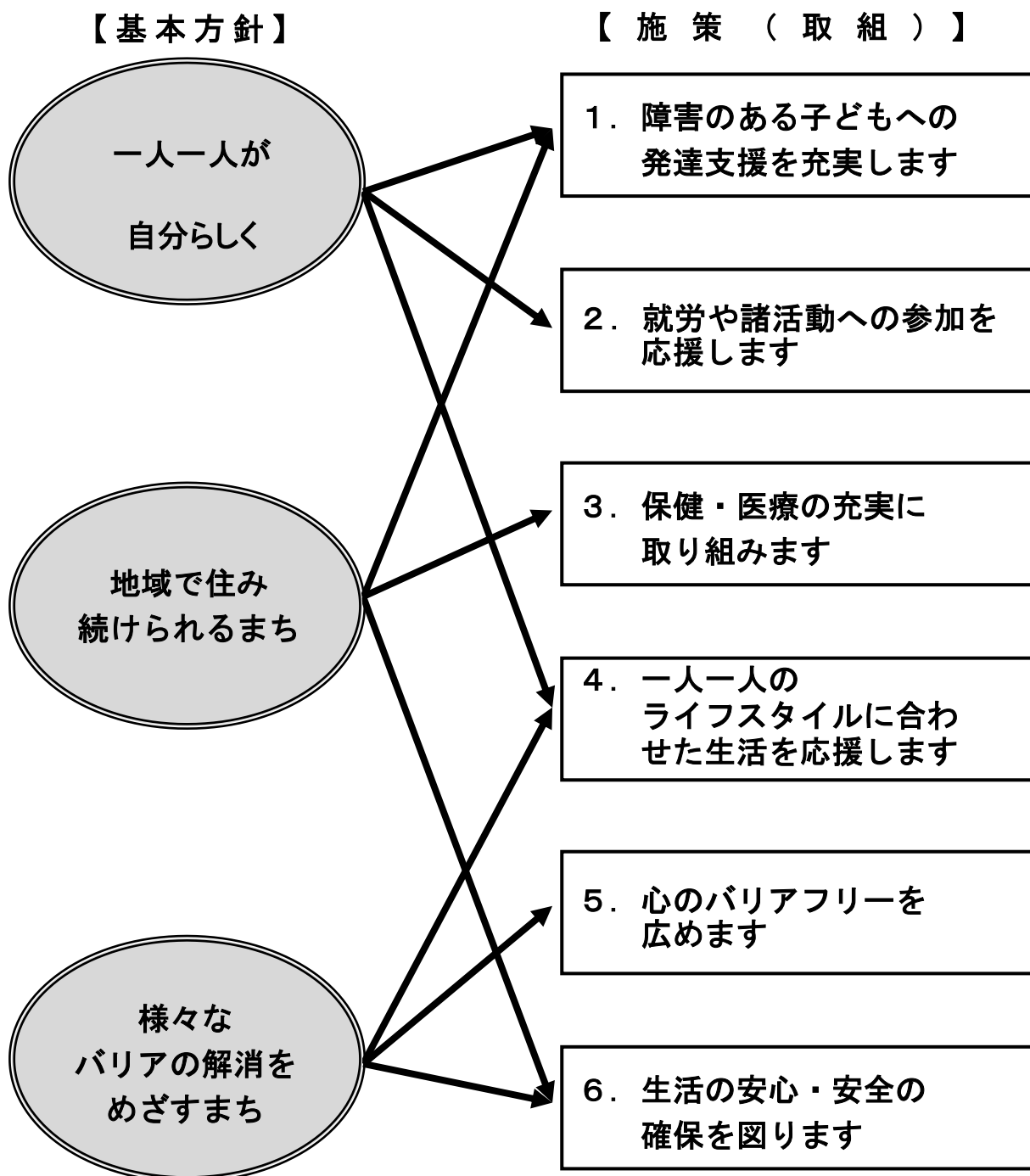
（1）子ども・子育て支援

吉岡町子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）より抜粋。

基本目標 1 子育て家庭等への支援	
1-1 多様な保育サービスの提供	(1) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
	(2) 乳幼児期の教育・保育の充実
	(3) 放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実
1-2 家庭における子育て支援	(1) 子育て相談・情報提供の充実
	(2) 子育てに関する学習・交流の充実
基本目標 2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	
2-1 子どもの貧困対策	(1) 経済的負担の軽減
	(2) ひとり親家庭への支援
2-2 障害児施策の充実	(1) 障害児保育・教育の充実
	(2) 障害児を養育する家庭に対する支援
2-3 児童虐待への対応	(1) 虐待予防の強化
	(2) 虐待の発見・防止・支援体制の整備
基本目標 3 仕事と生活の調和の実現	
3-1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進	(1) 仕事と子育ての両立
	(2) 男女共同参画意識の啓発
基本目標 4 母と子の健康づくり	
4-1 妊娠・出産期の支援	(1) 家庭・地域・職場での理解の啓発
	(2) 健康な妊娠・出産の支援
4-2 健やかな成長・発達支援	(1) 疾病予防の推進
	(2) 健康相談・支援の充実
	(3) 乳幼児の事故防止対策等の充実
基本目標 5 子どもの「生きる力」の育成	
5-1 生きる力を育む教育の推進	(1) 学校教育の充実
	(2) 多様な学習・体験機会の充実
5-2 児童・生徒の健康づくり	(1) 児童・生徒の健康づくり
5-3 子どもの権利・意見の尊重	(1) 子どもの権利についての啓発と擁護
基本目標 6 子ども・子育てを支える地域づくり	
6-1 地域の子育て・子育て支援	(1) 地域交流・世代間交流の促進
	(2) 地域ぐるみの健全育成活動
6-2 地域における子どもの見守り活動の推進	(1) 犯罪被害の予防・防止
	(2) 交通安全対策の充実
	(3) 防災教育の推進
6-3 子どもの居場所・遊び場の充実	(1) 子どもの居場所・遊び場の充実
	(2) 公園、広場、緑地等の整備
	(3) 親子にやさしいまちづくり

(2) 障害者福祉

吉岡町障害者計画（平成 30～令和 5 年度）より抜粋。



(3) 高齢者福祉・介護保険

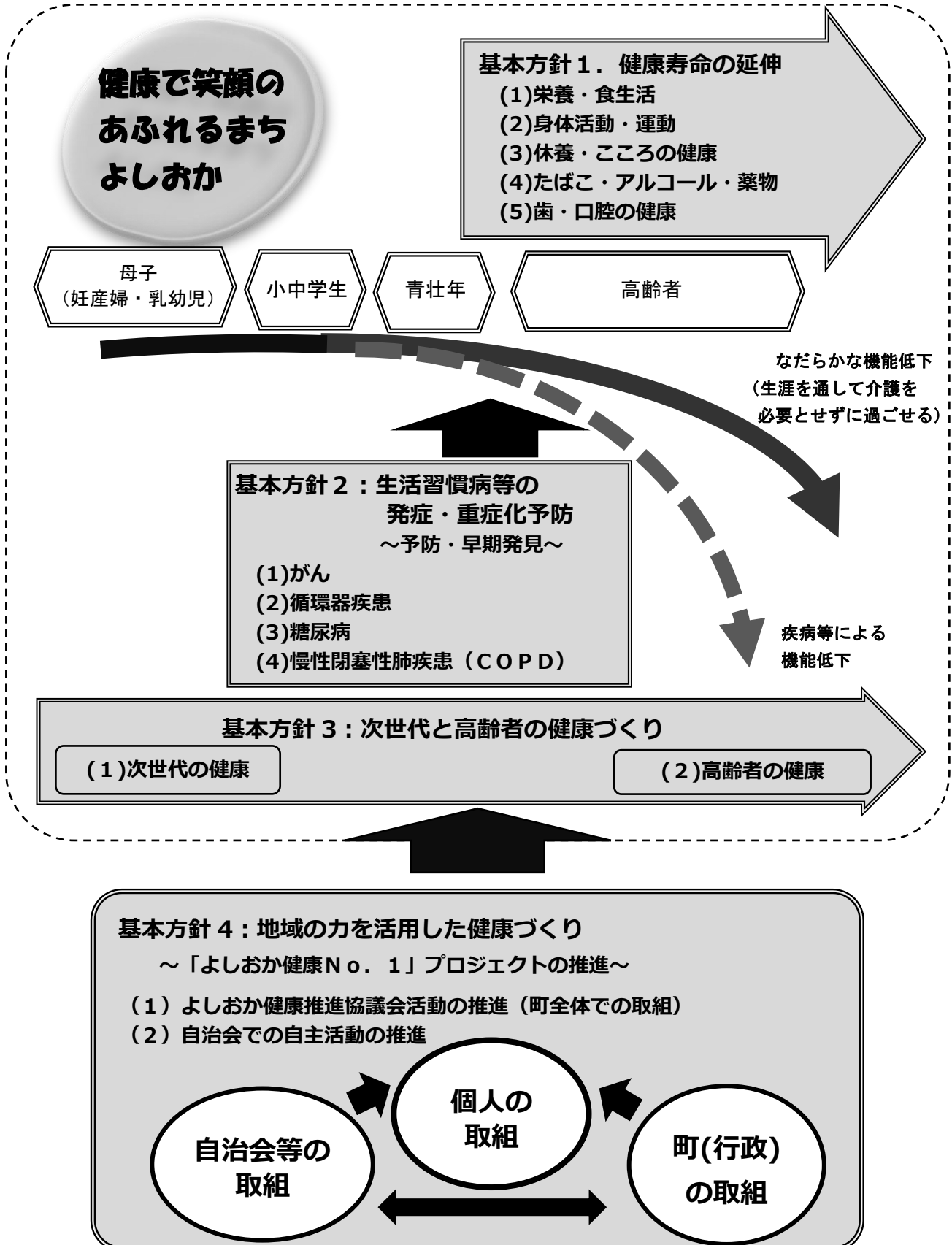
吉岡町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）より抜粋。

1：元気高齢者の活動支援	1-1 活動の機会の充実	(1)多様な学習機会の充実
		(2)各種活動機会の拡大
		(3)就労機会の拡大
2：健康づくりの推進	2-1 生活習慣病予防	(1)広報・啓発活動の推進
		(2)健康診査
		(3)健康学習・健康相談の機会の充実
		(4)訪問相談・指導の充実
	2-2 心身機能の向上・維持	(1)身体運動の促進
		(2)食育の推進
(3)地域医療体制の維持・充実		
3：介護予防・リハビリテーション、生活支援の推進	3-1 一般介護予防事業	(1)地域介護予防活動支援事業
		(2)介護予防事業施策評価事業
		(3)地域リハビリテーション活動支援事業
	3-2 介護予防・生活支援サービス	(1)介護予防ケアマネジメント事業
		(2)介護予防・生活支援サービス事業の推進
		(3)生活支援サービスの体制整備
4：地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化	4-1 介護予防ケアマネジメント	(1)介護予防ケアマネジメント
		(2)介護予防サービス計画(予防給付居宅介護支援)
	4-2 総合相談支援	(1)実態把握業務
		(2)総合相談事業
	4-3 権利擁護	(1)権利擁護業務
		(2)高齢者虐待防止ネットワーク協議会
	4-4 ケアマネジメント支援	(1)日常的個別指導・相談業務
		(2)支援困難事例等への指導・助言業務
		(3)包括的・継続的なケア体制の構築業務
		(4)地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務
	4-5 地域ケア会議の充実	
4-6 その他の強化策		
5：地域包括ケアシステムの深化・推進	5-1 認知症の支援体制の強化	(1)認知症ケアパスの作成と普及
		(2)認知症総合支援事業
		(3)認知症の早期診断体制づくり
		(4)認知症高齢者見守り事業
		(5)認知症に関する普及啓発
	5-2 医療と介護の連携の推進	(1)在宅医療・介護ネットワークの構築
		(2)在宅医療・介護従事者の資質の向上
		(3)在宅医療・介護連携推進事業の推進
	5-3 住まいの支援	(1)多様な住まい方の支援
	5-4 在宅の暮らしを支える支援	(1)家族介護支援
		(2)地域自立生活支援
		(3)見守りや外出支援

6：自立を促進する介護給付・予防給付の推進	6-1 介護保険制度の理念の普及・定着	(1)介護保険制度の理念・仕組みの周知
		(2)自立の維持・向上の支援
	6-2 介護予防給付・介護給付サービス提供の基本方針	(1)介護予防給付サービスの提供の基本方針
		(2)介護給付サービスの提供の基本方針
	6-3 日常生活圏域の設定と地域密着サービスの基盤整備方針	(1)日常生活圏域の設定
		(2)地域密着型サービスの提供方針
	6-4 介護保険サービスの概要と利用見込量	(1)要介護(要支援)認定者数の推計
		(2)居宅サービスの概要と利用見込み
(3)地域密着型サービスの概要と利用見込み・整備計画		
(4)施設・居住系サービスの概要と利用見込み・整備計画		
7：地域共生社会の地域づくり	7-1 地域交流・参加の促進	(1)地域サロン事業の拡大
		(2)老人クラブの活性化支援
		(3)退職者地域デビュー事業の実施
		(4)世代間交流事業の推進
	7-2 地域福祉活動の活性化	(1)地域や福祉に関する情報発信の強化
		(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成
		(3)ボランティア活動の推進
		(4)日頃の見守り活動の推進
8：安心・安全な環境の整備	8-1 災害・感染症対策	(1)防災対策の充実
		(2)防火・救急対策の充実
		(3)感染症対策
	8-2 交通安全・防犯対策	(1)交通安全対策の充実
		(2)防犯対策の充実
	8-3 バリアフリーのまちづくりの推進	(1)人にやさしいまちづくり
(2)移動手段の確保		
9：介護保険事業の適正な運営	9-1 サービス見込量と財源の確保	
	9-2 低所得者への配慮	
	9-3 公平な介護認定	(1)公平で客観的な認定調査
		(2)かかりつけ医の普及
		(3)介護認定審査会
	9-4 サービスの質の向上	(1)サービスの質の向上
		(2)苦情対応
	9-5 介護給付等の適正化への取組及び目標設定 (市町村介護給付適正化計画)	
9-6 介護人材の確保に向けた取組の推進		
9-7 共生型サービスの検討		
10：計画の推進・進行管理	10-1 計画の推進	(1)庁内・町民・関係機関との連携強化
		(2)協議の場の充実
	10-2 計画の進行管理	(1)目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
		(2)自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは重度化の防止への取組及び目標設定

(4) 健康づくり計画

吉岡町健康づくり計画（令和2～6年度）より抜粋。



資料 2 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会

(1) 吉岡町地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成26年10月1日

訓令第53号

改正 平成28年3月3日訓令第9号

令和元年12月13日訓令第80号

令和2年1月15日訓令第3号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、住民参加型の地域福祉活動を推進する吉岡町地域福祉計画の策定及び策定後の管理等を行うに当たり、有識者等の意見を聴取し、及び意見を交換し、専門的知識や意見を反映させることを目的として、吉岡町地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 町長は、次に掲げるもののうちから委員を委嘱する。

- (1) 議会代表
- (2) 自治会連合会代表
- (3) 老人クラブ代表
- (4) 食生活改善推進員代表
- (5) 民生委員児童委員代表
- (6) 身体障害者自立更生会代表
- (7) 母子保健推進委員代表
- (8) 福祉施設代表
- (9) ボランティア協会代表
- (10) 教育委員会代表
- (11) 社会福祉協議会代表
- (12) 行政機関代表

(任期)

第3条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の任期については、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、事務局が招集する。

2 会議の進行を行わせるため、会議に座長を置く。

3 座長は、委員の互選により定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、介護福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行後、最初に招集される会議は、町長が招集する。

附 則 (平成28年訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年訓令第80号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 吉岡町地域福祉活動計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は社会福祉法第109条の規定に基づき、吉岡町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定及び策定後の管理等を行うに当たり、有識者等の意見を聴取し、及び意見を交換し、専門的知識や意見を反映させることを目的として、吉岡町地域福祉活動計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 吉岡町地域福祉活動計画は吉岡町（以下「町」という。）が社会福祉法第107条の規定する吉岡町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と共同して作成する。

(委員会)

第2条 委員会委員は、吉岡町地域福祉計画検討委員（以下「計画検討委員」という。）に委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画策定完了までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の任期については、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、事務局が招集する。

2 会議の進行を行わせるため、会議に座長を置く。

3 座長は、第2条1項の規定により計画検討委員の座長をあてる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉計画策定委員会の事務局である介護福祉課に置き、業務は町と社協が協議して処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、活動計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

(3) 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名
1	吉岡町議会文教厚生常任委員会委員長	小池 春雄
2	吉岡町自治会連合会会長	堤 隆雄
3	吉岡町老人クラブ連合会会長	森田 隆博
4	吉岡町食生活改善推進連絡協議会会長	大橋 久美子
5	吉岡町民生委員児童委員協議会会長	小池 理久
6	吉岡町身体障害者自立更生会会長	柴崎 喜朗
7	吉岡町母子保健推進委員会会長	南雲 律子
8	吉岡町老人福祉センター長	福田 文男
9	吉岡町ボランティア協会会長	高橋 郁子
10	吉岡町教育委員会教育長職務代理者	木暮 伸晴
11	吉岡町社会福祉協議会理事	岸 祐次
12	吉岡町介護福祉課長	寺島 悦子

第2期 吉岡町地域福祉計画・吉岡町地域福祉活動計画

発行日 令和3年3月

発行 吉岡町

〒370-3692

群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地

TEL : 0279-54-3111 (代表)

吉岡町社会福祉協議会

〒370-3604

群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 1333 番地 4

TEL : 0279-54-3930

企画・編集 吉岡町 介護福祉課 福祉室

吉岡町社会福祉協議会
